

# 美術品補償制度

(展覧会のために借り受けた美術品の損害に係る政府による補償制度)

## 申請要領

 文化庁  
平成 23 年 6 月

**注意事項**

この申請要領は、必要に応じ、適宜見直しを行うことにしております。これに伴い、申請様式も逐次変更・修正されますので、申請をしようとする者は、文化庁ホームページで常に最新の様式をチェックしてください。

## 目 次

### **1. 美術品政府補償制度について**

(1) 趣旨・目的	1
(2) 補償内容	1
(3) 展覧会の要件	2
(4) 主催者の要件	3
(5) 施設の要件	3
(6) 美術品の要件	4
(7) 対象美術品の取扱いに関する基準の遵守	4
(8) 補償契約の締結（年間補償契約締結限度額、補償対象期間等）	4
(9) 補償金の支払	6
(10) 法令の適用関係（補償契約の解除、請求権代位、準拠法等）	6
(参考) 強制執行等の禁止措置の指定について	6

### **2. 申請から契約終了までの流れ**

(1) 事前相談	8
(2) 申請書等の提出	8
(3) 文化審議会における審査	9
(4) 文部科学大臣からの審査結果の通知	10
(5) 補償契約の締結	11
(6) 展覧会の開催	11
(7) 実施報告書の提出	11

### **3. その他申請等に関する事項**

(1) 申請による事前照会	13
(2) 会計資料等の保存	14
(3) 広報用資料への政府補償の明記	14
(4) 文化庁広報誌等への協力	14

<b>4. 申請書等の様式等</b>		
(1) 申請書類	15	
(2) 実施報告書	15	
(3) 補償金支払請求書	15	
(4) その他	15	
<b>様式</b>	○申請書類	17
	◇申請書類一覧	18
	◇添付書類等一覧	19
	○実施報告書	59
	◇実施報告書一覧	60
	○補償金支払請求書	65
	◇補償金支払請求書一覧	66
	○その他	71
	◇その他書類一覧	72
<b>5. 契約関係資料等</b>	77	
(1) 契約関係		
①政府補償証明書（和英共通）	79	
②補償契約書（和文、英文）	80	
(2) 美術品補償制度関係法令		
①展覧会における美術品損害の補償に関する法律（和文、英文）	92	
②展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（和文、英文）	96	
③展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（和文、英文）	97	
(3) その他関連法令		
①海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律	102	
②外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（抄）（和文、英文）	103	
③原子力損害の賠償に関する法律（抄）	104	
④出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件 （財務省告示）	104	
(参考) 平成23年度のスケジュール	107	

## 1. 美術品政府補償制度について

### (1) 趣旨・目的

本制度は、我が国の公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償することにより、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。(法第1条)

この制度により、(万が一に損害が生じた場合における) 国の負担の下に、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に多様で優れた展覧会が開催されることが期待されます、また、海外の美術品等を紹介することによる国際文化交流の推進、審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等の効果も期待されます。

このような趣旨・目的を踏まえ、本制度の適用に当たっては、「展覧会の文化的意義・国民的利益」や「美術品の安全管理体制」が極めて重要であり、特に事故防止のための注意義務が主催者には従来以上に求められます。このため、政府が展覧会の内容を厳正に確認することにより、「①海外等の美術品の所有者が安心して出品できる環境の醸成」、「②補償金の未払い実績の継続による保険料の軽減促進」、これらを通じた「③本制度の維持・発展」を図っていくこととしています。

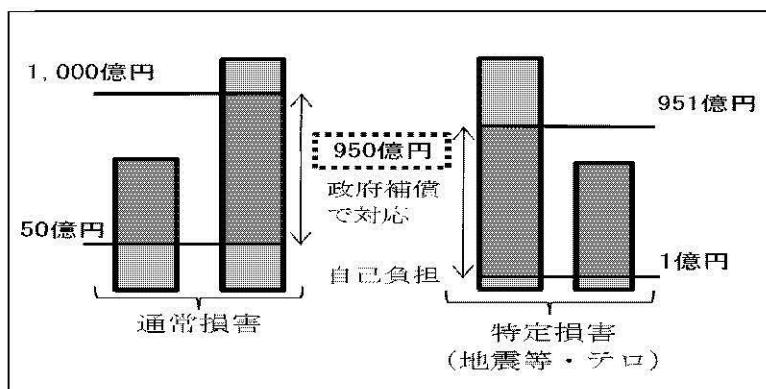
### (2) 補償内容

本制度の補償内容は、基本的に民間の美術品保険と同様です。

- ①オール・リスク（すべての物理的損害及び地震・テロ危険の担保）
- ②ウォール・トゥ・ウォール（壁から外したときから壁に掛け戻すまで）
- ③請求権不行使（展覧会の主催者、美術品の所有者及び輸送業者。ただし、故意又は重大な過失、未熟練の輸送業者を除く。）

が主な内容となっています。

主な相違点は、「①政府に対する保険料・補償料等は不要であること」及び「②政府による補償は一定額（通常損害 50億円、地震等・テロ損害 1億円）を超えてから発生し、上限が 950 億円までとなっていること（下図参照）」の 2 点です。



また、本制度は、政府補償と美術品保険の給付を合わせることによって、対象となる美術品の損害の全額を補償する仕組みとなっています。このことから、政府補償の対象外の範囲については、従来通り、民間の美術品保険によって対応するとともに、政府補償と美術品保険の美術品の評価額を同一にするようにしています（同一にならなければ当該美術品は政府補償の対象外）。

#### 【免責事由】

免責事由については、基本的に民間の美術品保険と同様です。「故意又は重大な過失」、「美術品の固有の瑕疵又は性質」、「陸上における戦争」などが免責となっています。ただし、政府補償においては、補償期間内において、美術品の搬出入時における保存状態の確認（コンディション・チェック）及びその記録（コンディション・レポート）の作成が義務付けられており、これを怠った場合は免責となります。また、補償期間の開始は、補償契約締結後、修復家（conservator 等）による最初のコンディション・レポートが作成されたときからとなっています。

なお、原子力損害は、民間の美術品保険と同様に免責事由となっておりますが、我が国の場合、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）により、原子力事業者の無過失・無限責任が定められていることから、万一美術品に放射能被害等の原子力損害が発生した場合は、原子力事業者に損害賠償を請求することになります。

### （3）展覧会の要件

本制度の対象となる展覧会は、美術品を公共の観覧に供するための催しであって、次の施設において行われるものを指します。（法第 2 条第 2 項）

#### ◇独立行政法人国立美術館が設置する美術館

東京国立近代美術館、国立西洋美術館、京都国立近代美術館、国立国際美術館及び国立新美術館

#### ◇独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館

#### ◇博物館法で定めた「登録博物館」又は「博物館相当施設」

さらに、これらの施設で開催されるという条件に加え、次の①～⑥の要件をすべて満たす展覧会である必要があります。（省令第 2 条）

- ①不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること
- ②開催を予定する期間が 20 日を超えるものであること
- ③対象美術品の約定評価額総額が 50 億円を超えるものとなるものであること
- ④展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること
- ⑤利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと
- ⑥利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てるこ

ととしていること

なお、施設要件に該当しない施設で、政府補償の展覧会を企画している場合は、都道府県教育委員会等の担当窓口に相談し、政府と補償契約を締結するまでに「登録博物館」又は「博物館相当施設」としての指定を受けることが必要です。指定には一定の要件（年間開館日数、学芸員の配置、資料の所有等）を満たす必要があるとともに、相当の期間を要すると考えられますので、十分な時間的余裕を持って対応してください。

また、巡回展は一展覧会とみなします。要件に該当しない施設を巡回する場合は、原則として、当該巡回展の全体が補償制度の対象とならないことになるとともに、前述②の開催予定期間は各巡回施設の通算日数となることにご留意ください。

#### （4）主催者の要件

本制度の対象となる主催者は、展覧会を的確かつ円滑に実施するために、必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者（法第3条第3項）であって、次の要件を満たす必要があります。（省令第3条）

- ①当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- ②当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- ③当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

特に、学芸部門や事務部門の組織体制が充実しているとともに、貸し館やスポンサーとしてではなく実際に展覧会をマネジメントした具体的な実績などが重要であると考えています。

なお、本制度の対象となるような大規模展覧会は、美術館等とマスコミ等の共催で実施することが我が国では一般的であり、この場合、政府はこの両者と連名で契約を締結します。その際、名目のみの名義共催者は、主催者には含まれません。

#### （5）施設の要件

展覧会を開催する施設は、前記（3）の展覧会要件の施設であることに加え、次の要件のすべてに該当する必要があります。（省令第4条）

- ①開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- ②当該展覧会のために借り受けた美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備並びに防火及び防犯のために常時作動する設備が設けられていること。
- ③複合施設の場合は、独立した専用の施設として区画されていること。

これらの施設要件に合致しているかどうかは、申請資料の中で確認しますが、耐震基準が強化された昭和56年以降の建築物であって、重要文化財の公開承認施設として指定されている施設や、これまでに複数の大規模海外展の実績を有する施設などは、概ねこの施設要件をクリアできるレベルにあると考えています。なお、申請資料の「5. 開催施設に関する事

項」が、いわゆるファシリティ・レポート（施設の状況報告書）に当たるものであり、主にこれにより、本施設要件に該当するかどうかを判断します。

#### （6）美術品の要件

本制度の対象となる美術品は、次の①～③の要件を満たすものです。

① 絵画、彫刻、工芸品等の有形の文化的所産である美術品（法第2条第1項）

※恐竜の化石、月の石等の希少な鉱物、標本、剥製等の類は文化的な創作行為が施されていないものとして対象外。

② 展覧会のために一時的に借り受けた美術品（法第3条第1項）

※自ら所蔵する寄託品は対象外となるが、他の館の寄託品を借り受けた場合は対象。

③ 文化審議会の審査において、「評価額が適正」と判断され、かつ「展示・運搬が（大きなリスクなく）可能」と認められた美術品

※評価額が適正と認められないもの、損傷しやすい材質、サイズ、形状等のもの、保存状態が良好でないものは対象外。

なお、政府（各府省及びその直轄の施設等機関）所有の美術品は、政府自らが自らの物品を補償すること（保険会社が自社に保険をかけるのと同じこと）は論理的にできないため、補償対象とはなりません。ただし、独立行政法人等の国とは別組織の機関が所有する場合は補償対象となります。

#### （7）対象美術品の取扱いに関する基準の遵守

本制度では、展覧会の主催者は、美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害防止のために定めた基準を遵守する義務が課せられています（法第6条）。その基準は次のとおりです（省令第7条）。

① 対象美術品の展示に当たっては、次によること。

イ 対象美術品の監視、開催施設の警備その他の対象美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること。

ロ 補償契約に係る展覧会の開催期間中、対象美術品の性質に応じた適正な温度等を保つとともに、温度等の測定値の記録を作成し、これを保管すること。

ハ 第四条第二号イ及びロの設備について保守及び管理に関する責任者を定め、当該責任者の指揮監督の下に定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 対象美術品の陳列、対象美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務のマニュアルを作成し、その内容について、当該業務を担当する者に周知徹底を図ること。

② 対象美術品の運搬に当たっては、次によること。

イ 対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。

(一) 美術品の搬出入等について知識及び経験を有する学芸員その他の者を当該作業に立ち会わせ、その作業に従事する者を指揮監督させること。

(二) 美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

ロ 対象美術品の約定評価額総額に応じて二回以上に分けて運搬を行うこと。

ハ 道路上を走行する場合には、美術品を運搬するための専用の車両を使用すること。

これらの内容は、通常の企画展覧会で実施されている基本的な事項を定めたものであるため、この遵守義務に違反した場合には、その重大性に鑑み、主催者が故意又は重大な過失をした場合と同様に補償対象外（免責事由）となります。

また、補足すると、「マニュアル」は、詳細な説明書ではなく、具体的な業務の作業工程のようなものをイメージしています。対象美術品の状態の確認（コンディション・チェック）及びその記録（コンディション・レポート）の方法は、最初のコンディション・レポートを原簿（マスター・レポート）とし、それに基づき各会場で確認と記録を行い、最終会場の梱包時における確認後、コピーを取り、美術品の所蔵先の点検者のサインを取り付けるものとします。2回以上に分けた運搬は、美術品が一度に巨額の損害が発生しないよう、リスク分散のために行うものであり、空路のみならず陸路や航路も該当します。

#### (8) 補償契約の締結（年間補償契約締結限度額、補償対象期間等）

本制度は、あらかじめ対象となる展覧会数を固定せずに、要件を満たし、文部科学大臣が適正と判断した展覧会は、できるだけそのすべてと補償契約を締結しようとを考えています。このため、事前調査により算定した本制度の対象となり得る展覧会の美術品の評価額のすべてを足し合わせた額を基に、年間補償契約締結限度額を設定しています。一方、本制度の要件等を満たす展覧会がなければ、例え補償契約締結限度額に余裕があったとしても、契約は締結しないことになります。平成23年度予算に計上している年間補償契約締結限度額は5,500億円（注：美術品の評価額が外国通貨の場合は円に換算して算定）となっています。なお、展覧会の準備の都合上、開催の1～2ヶ月前には契約を締結する必要があることから、平成24年4月及び5月の展覧会の評価額は、平成23年度の補償契約締結限度額に含めて計算しています。

このような制度設計の考え方から、申請段階で一定の要件を満たしていない展覧会であっても機械的に対象外とすることはせず、要件を満たすための必要な指導・助言を行い、それが達成された場合には補償契約を締結することができるようになっています。なお、できるだけすべての展覧会を補償するためには、展覧会の事前調査に漏れがないことが重要ですので、各申請者は、対象となり得る展覧会の実施予定を確実に担当窓口にお知らせください。

補償契約における政府の補償対象期間は、「20日を超える期間から原則最大1年間まで」とすることにしており、この期間は会計年度（3月31日）を越えることも可能です。

#### (9) 補償金の支払

補償金の支払の手続は、損害が発生し政府の補償を受けることになった場合に、対象美術品の所有者が、原則として、展覧会の主催者を通じて文部科学省（文化庁長官官房政策課）に補償金の支払請求書を提出することによって行われます（実質的に主催者が申請）。なお、この請求の権利は、補償金の請求ができる時から3年間でその権利が消滅します（消滅時効3年）。

補償金の支払は、請求内容を調査・確認の上、政府における財政上の手続完了後、美術品の所有者に対し行います。対象となる海外借り受けた美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合には、補償金の支払は外国通貨で行われます。外国通貨の為替レートの変動は、通常の民間保険と同様にカバーすることになるので、全損の場合は、あらかじめ定められた外国通貨の全額が補償されます。なお、主催者が、対象美術品の取扱いに関する基準の遵守義務、申請書から変更が生じた場合の通知義務、損害発生の通知義務、損害防止義務等を守っていなかった場合には、補償金が減額されるか又は支給されないこともあります。

#### (10) 法令の適用関係（補償契約の解除、請求権代位、準拠法等）

政府の信頼を大きく損なった場合の補償契約の解除、補償金の支払に伴う請求権の代位、残存物の代位、盗難品が後で発見された場合の買い戻し等の規定は、本制度では、民間の美術品保険と同様の取扱いとしています。

また、本制度は日本の法律によって実施されるものであるため、この補償契約に関する訴訟は我が国の裁判所に提起するものとし、その契約に関する事項は、日本国の法令に準拠します。

#### （参考）強制執行等の禁止措置の指定について

海外の美術品等の貸出しに当たって、その所有権に係争がある場合は、強制執行等の禁止措置が担保されていることを条件とされることがあります。このような措置を法的に可能とするため、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成23年法律第15号）」が平成23年3月に成立し、同年9月末までに、強制執行等の禁止措置が執られる美術品等の指定の要件、指定を得るための申請の方法等を政省令で明らかにし、施行することになっています。9月末以降の文化庁ホームページ等をご覧ください。

この法律で対象となる美術品等は、外国政府（又は政府機関）以外の者が所有するものであり、外国政府（又は政府機関）が所有する美術品等については、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成21年法律第24号）」の規定により、販売目的以外の場合については、そもそも我が国の裁判権に属さないものとされ、我が国の裁判所に強制執行等の措置を執る権限がありません。したがって、外国政府（又は政府機関）が所有する美術品等は、指定の対象にはなりません。

## **2. 申請から契約終了までの流れ**

本制度の適用を受けようとする展覧会の主催者は、次のようなスケジュール等により必要な申請手続、関連事務等を行うことになります。

### **<申請スケジュール等>**

#### **(1) 事前相談（随時）**

要件適合性、申請書の記載方法、提出時期等



#### **事前照会**

事前照会時点における展覧会の要件適合等についての簡易審査

（主催者による採択見込みの事前の確認）



#### **(2) 申請書の提出（平成 23 年度：7月末、11月末、3月末）**

事務局による内容の不備のチェック

（必要に応じ申請書の修正、添付書類の追加）



#### **(3) 文化審議会における審査（平成 23 年度：8月、12月、4月）**

申請内容、採択の可否等に関する意見、指導及び助言、追加の資料要求等



#### **(4) 文部科学大臣からの審査結果の通知**

以下の 3 類型で申請者に通知（予定）

①採択、②条件付採択、③不採択



#### **(5) 補償契約の締結（平成 23 年度：9～12月、1～4月、5～8月）**

・申請している展覧会の開催日から 1～2 ヶ月前を目途に契約

・政府との契約までに保険会社と損害保険契約を締結



#### **(6) 展覧会の開催**

開催日 1 週間前から前日までの間に以下の内容を担当窓口に報告

①これまでの準備状況、②到着した美術品の状態、③今後の内容変更の有無



#### **(7) 実施報告書の提出（展覧会終了後 3 ヶ月以内）**

・開催結果の概要（事故の有無を含む）、収支結果等の報告

（1）～（7）の詳細は次のとおりです。

## (1) 事前相談

本制度の適用を受けようとする展覧会の主催者は、申請しようとする展覧会が本制度の要件に適合しているかということや、申請書の記載方法、申請書の提出時期等について、いつでも文化庁の担当窓口（文化庁長官官房政策課美術品補償担当）に相談することができます。  
申請書を実際に提出しようとする展覧会の主催者は、申請書の提出までに、その案を最低一度は担当窓口と面談にて相談してください。相談時間は1時間程度を予定していますので、事前に予約をお願いします。問い合わせ先は以下のとおりです。

### 【問い合わせ先】

文化庁長官官房政策課 美術品補償担当：入江、合田

メー ル： hoshou@bunka.go.jp

電 話： 03-5253-4111 (内線3168)

ファックス： 03-6734-3811

## (2) 申請書等の提出

申請者は、別に定めた申請書の様式に必要な事項を記載し、求められた添付資料（図面、パンフレット、契約書等）を添えて、下記の提出期間内に文化庁に提出してください。主催者が複数の場合は、その代表者が取りまとめて一括で提出してください。

### 【第1回申請】

平成23年7月25日（月）～平成23年7月29日（金）

（対象となる展覧会の期間：概ね平成23年10月～24年1月）

### 【第2回申請】

平成23年11月28日（月）～平成23年12月2日（金）

（対象となる展覧会の期間：概ね平成24年2月～5月）

### 【第3回申請】（注）

平成24年3月26日（月）～平成24年3月30日（金）

（対象となる展覧会の期間：概ね平成24年6月～9月）

（注）平成24年度予算の状況により変更することもあり得る。

申請書の様式は、文化庁ホームページからダウンロードできるようにしています。図面等の添付資料などを除き、この様式を必ず使用するようにしてください。その際、外国通貨の邦貨への換算は、本申請要領5.（3）④の外国貨幣換算率を用いて計算してください。

申請書・添付資料は、提出時にまず不備がないかどうかを確認しますので、可能な限り直

接提出するようお願いします。郵送の場合は提出期間内の最終日までに「必着」とします（消印有効ではないことに注意）。郵送の場合は、「美術品補償制度申請」と朱書きの上、「簡易書留」郵便により下記の提出先に提出してください。

【提出先】：〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁 長官官房政策課 美術品補償担当

申請書は審査資料になるとともに、事故の発生時には、補償金の額を算定したり、故意又は重大な過失の有無を判定する基礎資料となります。提出後に大幅な変更が生じることがないよう、記入内容について十分検討のうえ、作成・提出してください。また、提出後に変更が生じる場合には、すみやかに連絡の上、差し替えてください。なお、申請書は公開を前提としない秘密資料として厳重に管理されるとともに、文化審議会の委員には国家公務員法上の秘密保持義務（罰則付）が課せられています。

#### （参考）行政機関の保有する情報の公開について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が保有する情報は、開示請求があったときは、開示する義務があります。ただし、公にすることにより個人又は団体の権利、利益、競争上の地位等を害するおそれがある場合、公にしないことを条件に提供された情報で公にしないことが通例とされている場合などは、不開示情報として取り扱います（同法第5条参照）。

したがって、申請書に開示請求があった場合は、申請書は、原則として、法律上の不開示情報に該当するものとして対応し、特に問題のない資料のみ開示する予定です。その際には、担当窓口から必ず主催者に連絡し、開示・非開示部分の確認を行いますので、これにより情報の秘密管理に万全を期すことにしています。

#### （3）文化審議会における審査

補償契約を締結しようとする展覧会の採択については、提出された申請書に基づき、学識経験者等から構成される文化審議会美術品補償制度部会の意見を聴いて、財務大臣と協議をしたうえで、文部科学大臣が決定します。

その審査は、法令上の要件に該当しているかどうかを確認しつつ、主に①～③について行います。

##### ①展覧会の企画内容

- ◇展覧会のテーマ、構成等が、公共性・公益性を有する文化的・芸術的価値の高いものであること。
- ◇広く国民に鑑賞機会を提供する取組がなされていること。

- (例)   ・小学生、中学生、高校生等の入場料の無料化又は軽減  
      ・保険料軽減分の活用による展示美術品の充実  
      ・シンポジウム、ワークショップ等の開催などの教育普及活動の充実  
      ・鑑賞機会の少ない地方への巡回 等

◇利益の分配、物品の販売等の営利を主たる目的とする展覧会でないこと。

②対象展覧会の運営能力

◇申請する展覧会を円滑に運営することができる組織体制、十分な実績を有しているか。

◇美術館・博物館の耐火・耐震構造、地震、津波、洪水等の災害対策、防火・防犯対策等が万全なものかどうか。

◇申請した展示・運搬に関する計画が対象美術品の取扱基準を反映した適切なものか。

③対象美術品の適切性

◇美術品としての定義及びその評価額の妥当性

◇保存状態が良好であるかどうか、損傷発生リスクが高くないか等

なお、文化審議会の委員は、必要に応じ、開催施設の現地調査を行うこともあります。

(4) 文部科学大臣からの審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択に関わらず、申請者に対し、郵送で通知します。なお、通知の仕方は、以下の3類型で行うことを予定しています。

①採択 :

特段の追加的対応を必要とせずに速やかに契約を締結できる場合

②条件付採択 :

申請書に記載された展示に関する計画又は運搬に関する計画の変更、一部の美術品の約定評価額の修正又は対象からの除外、追加的な資料の提出による確認、契約条項の追加等がなされれば、契約を締結できる場合

③不採択 :

契約の締結ができない場合。この場合、不採択理由を明示します。

例え法令上の要件に合致していたとしても、展覧会の公共性の観点から、展覧会が特定の商業的、政治的、宗教的な宣伝又は活動を主たる目的とすると見なされたり、倫理的、人道的又は公序良俗的に極めて大きな問題があると判断されたりする場合は、不採択になります。

なお、結果の通知の時期は以下を予定しています。

【第1回申請の結果通知】 平成23年8月末

【第2回申請の結果通知】 平成23年12月末

【第3回申請の結果通知】 平成24年4月末

## (5) 補償契約の締結

展覧会の主催者と政府との補償契約は、審査結果の通知後、当該主催者の都合に応じて、一般的には、展覧会の開催日から1～2ヶ月前を目途に締結することになります。主催者が複数の場合は、政府はそのすべての主催者と連名で補償契約を締結します。

この申請要領に添付している契約書は、基本的な共通内容を示したものであり、実際の契約の際には、展覧会の内容や主催者に応じて、契約条項が一部加筆・修正されることもあります。特に、条件付採択の場合は、主催者と政府が結ぶ補償契約書の内容を十分に確認してください。

主催者は、政府との契約の締結までに、保険会社と損害保険契約を締結し、その写しを政府との契約の際に提出してください。これにより、政府の対象美術品の約定評価額と保険会社の約定保険価額が一致しているかどうかを確認し、一致していなければ、その美術品を政府補償の対象外とします。

また、主催者は、補償契約締結後速やかに、美術品の所有者に対し、補償契約書の記載内容を説明（実務的には政府と同意した契約書及び対象美術品の約定評価額の写しを送付）するとともに、その所有者が当該補償契約の記載内容に関する同意書を得て、その写しを政府に提出する必要があります。この同意書の写しが提出されるまでは、補償契約の効力は生じませんので、ご注意ください。なお、同意書は、同意している旨の内容が確認できるものであれば、貸借契約書、Eメール、FAX等の写しでも足りるものとします。

補償契約締結後、文化庁のホームページに補償対象となった展覧会が掲載されます。

## (6) 展覧会の開催

補償契約の締結後、展覧会の開催1週間前から開催日前日までの間に、

- ①申請した内容どおりに準備が進んでいるかどうか
- ②到着した美術品の保存状態に特段の問題がないかどうか
- ③今後、申請内容どおりに展覧会を進める予定であるかどうか

の3点について、展覧会の事務担当者から文化庁の担当窓口に報告（準備完了報告）してください（メール又はFAXで可）。なお、この報告内容によっては、文化審議会の委員（又は事務担当者）が開催施設を視察し、必要な指示、指導及び助言をすることもあります。

また、この報告の内容に関わらず、文化審議会の委員（又は事務担当者）が、展覧会の開催期間中に、その運営状況等を視察することもあります。その際も、必要な指示、指導及び助言をすることあります。

## (7) 実施報告書の提出

本制度の趣旨に沿った展覧会が適切に実施されたかどうかを確認するため、展覧会の終了後に実施報告書の提出を求ることにしています。展覧会の主催者は、以下の内容を記載し

た報告書を展覧会終了後3ヶ月以内に提出してください。

① 開催結果 :

開催概要、国家補償の利用による国民的利益に関する取組結果、事故の有無、今後の改善点等について記載します。

② 収支報告 :

収支予算に照らして、その結果を報告します。

提出された実施報告書は、文化審議会に提出し、その内容の評価・講評を行うとともに、その結果を今後の制度の改善に役立てるすることにしています。なお、実施報告書は、申請書類とは異なり、公開を前提とする資料となります。これは、本制度が国の負担の下に実施するものであることを踏まえ、特に秘すべき内容でない限りは、本来的には積極的な情報公開が求められることによるものです。審議会資料等として、ホームページへの掲載などもあり得ることから、その点に十分留意して作成してください。

具体的には、美術品の評価額等の所有者が秘匿を望む情報などは、実施報告書に記載せず、収支結果の使途等に秘匿すべき内容があれば、公開用と非公開用の2種類に分けて提出してください。公開用の収支結果の作成に当たっては、使途の区分や内訳を必要最小限の範囲で適宜整理・統合することで対応してください。また、利益が出た場合は、展覧会の要件である「利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていること（省令第2条第6号）」の規定に基づき、利益の額に応じ、その具体的な公益的使途を必ず明示してください。記載が不十分な場合は、提出し直していただくこともありますので、ご留意ください。

### **3. その他申請等に関する事項**

#### **(1) 申請による事前照会**

##### **①事前照会の趣旨**

本制度が対象とする展覧会は、その準備に数年を要するとともに、本制度の利用の可否がその計画内容を大きく左右することから、展覧会直前の正式な申請に先立ち、展覧会の企画段階において本制度の適用見込みを確認できる「事前照会」の制度を設けることとします。事前照会に対する回答は、文化審議会の意見を聴いたうえで、文化庁から通知します。

##### **②事前照会の方法**

事前照会の方法は、正式な申請の場合と同様の申請書の様式、添付資料で行いますが、後述する申請書類一覧の「2. 借り受ける美術品に関する事項、4. 展覧会の契約等に関する確認事項、6. 展示に関する実施計画に関する事項及び7. 運搬（輸送）に関する実施計画に関する事項」については、関連する添付資料も含め、提出は不要です。ただし、主な美術品、展示や運搬に関する計画の概要（業者選定の考え方、予定している経路、動線、展示室、展示方法等を含む）等のそれぞれの事項の概要（様式任意）は提出してください。

事前照会の提出日程は、次のとおり正式な申請の日程と同様です。事前照会の対象となる展覧会の期間は申請提出月から起算して2年先までの展覧会とします。ただし、平成23年度の第1回目の照会の申請については、事前照会の集中を避けるため、対象期間は提出月から起算して1年先までとします。なお、事前照会の場合であっても、申請書類の不備を防ぐため、担当窓口に事前に相談するとともに、できるだけ文化庁に直接提出してください。

##### **【第1回照会申請】**

**平成23年7月25日（月）～平成23年7月29日（金）**

**（対象となる展覧会の期間：概ね平成24年7月まで）**

##### **【第2回照会申請】**

**平成23年11月28日（月）～平成23年12月2日（金）**

**（対象となる展覧会の期間：概ね平成25年11月まで）**

##### **【第3回照会申請】**

**平成24年3月26日（月）～平成24年3月30日（金）**

**（対象となる展覧会の期間：概ね平成26年3月まで）**

##### **③事前照会の回答の位置付け**

事前照会に対する回答は、正式な申請と同様の日程で郵送により通知します。この回答は、

あくまでもその時点における要件該当性や採択見込みを示したものであり、その後の情勢の変化等もあることから、(非常に有望であることは事実ですが) 対象展覧会としての正式な決定や内諾ではない点にご注意ください。また、この時点で政府補償が困難である旨の回答があったとしても、その後の再照会、正式な申請等を妨げるものではありません。ただし、その場合は、計画内容の修正・変更等が前提となります。

回答内容としては、例えば、以下のようなことをイメージしています。

- ・要件該当見込み（○：概ね該当、△：計画の修正・変更が必要、×：該当困難）
- ・上記判断の理由

#### （2）会計資料等の適正な提出、保存及び調査

本制度は、政府が無償で損害賠償責任を引き受けているという点で、実質的に政府が保険料・補償料等に相当する財政支援を行っているとみなされるものです。このため、政府が直接的な予算措置をしていくとも、本制度の会計資料等の申請、実施報告及び調査については、補助金等の支給を受ける場合に相当する内容が求められる点にご留意ください。

調査については、必要に応じて、事業実施中又は完了後において、業務の執行、会計の経理等が適正であるかどうかを実地で確認します。具体的には、損害が発生した場合や補償契約上の重大な違反（又はその疑いが強い）と判断された場合などに調査します。このため、帳簿及び関係書類等は、対象事業完了後の翌年度4月から起算して5年間保管してください。

#### （3）広報用資料への政府補償の明記

政府補償を受ける展覧会の主催者は、補償契約締結後、作成する展覧会のポスター、チラシ、プログラム、ホームページその他の広報用資料に「展覧会に政府補償がなされている旨の記載」及び「文化庁シンボルマークの表示」の2点を行ってください。なお、補償契約締結前にこれらを明記することを望む場合は、「展覧会に政府補償を申請する旨（又は申請中）の記載」としてください。



文化庁シンボルマーク

#### （4）文化庁広報誌等への協力

政府補償の対象となる展覧会には、文化庁が実施する広報への協力（文化庁ホームページ・文化庁広報誌等へのデータ掲載など）を依頼することがあります。文化庁としても、対象となった展覧会をこれらの広報等により積極的に支援したいと考えています。

#### **4. 申請書等の様式等**

##### **(1) 申請書類**

別紙の申請書類一覧、添付書類等の一覧及びその様式のとおりです。

以下の（2）～（4）も含め、事前に担当窓口が了解した場合を除き、申請はすべて申請代表者（主催者代表）から一括して提出してください。

申請書類は、展覧会の内容に応じ、事前相談時又は申請後に追加で提出書類を求めることがあります。

様式の定まっていない添付資料は、基本的には既存資料やそのコピーで構わないとしますが、図面等を除き、できるだけA4用紙となるようにしてください。申請書類は、ホチキス止めしないでください（適宜クリップで留める）。

また、申請書類の不備の確認が終了次第、左側2カ所穴あきで申請書類を10部提出してください（郵送で可）。図面やパンフレット類は穴あきでなくて結構ですが、同様に10部提出してください。これは、審議会委員の審査用資料が必要であるとともに、秘密保持の観点から、文化庁内でのコピーはできるだけ行わないようにするための対応です。

##### **(2) 実施報告書**

別紙の様式のとおりです。終了後3ヶ月以内に提出してください。特段の理由なく提出が遅れた場合は、今後の制度の適用が困難となるおそれがあることにご留意ください。

##### **(3) 補償金支払請求書**

別紙の様式のとおりです。展覧会の主催者を経由して行うのは、海外の所有者等の便宜とともに、損害額の支払には展覧会の出品作品全体の損害額の確定が必要なためです。

##### **(4) その他**

申請書類の変更の届出書及び展覧会の準備完了報告書は、別紙の様式のとおりです。なお、変更の届出書については、美術品の安全管理に影響しない軽微な内容などの場合は省略が可能とします（事務的な差し替え又は差し替え不要の扱いとする予定）。その判断は担当窓口で行いますので、まずはご相談ください。

美術品政府補償契約の記載内容に関する同意書（例）は、別紙の様式のとおりですが、同意した旨の内容が確認できるものであれば、他の書類の写し等でも構わないとし、必ずしも様式のような書面である必要はありません。



# 申請書類

## 注意事項

記載内容に重大な誤り等が確認された場合は、補償契約の締結を見送ったり、締結した補償契約を解除したりすることもありますので、記入にあたっては十分にご注意ください。

※申請後にお問い合わせをさせていただくことがありますので、予めご了解ください。

## 申請書類一覧

表紙 (21)

総括表 (22)

### 1. 展覧会の概要に関する事項

- (1) 展覧会の名称 (23)
- (2) 展覧会の趣旨及び内容 (23)
- (3) 换価制度の活用による国民的利益 (23)
- (4) 安全配慮事項 (23)
- (5) 展覧会の開催を予定する期間 (24)
- (6) 入場料の状況 (24)
- (7) 展覧会の収支予算書 (25)

### 2. 借り受ける美術品に関する事項

- (1) 展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者の氏名又は名称及び価額 (26)
- (2) 美術品の価額の算定の根拠 (27)
- (3) 各々の美術品の種別、寸法、重量、材質、形状その他の特徴（特別に必要な配慮を含む） (28)
- (4) 美術品の所有者評価額及び約定保険価額の見込みを記載した書面 (29)
- (5) 確認事項（所有者の了承、著作権処理、ワシントン条約等） (30)

### 3. 展覧会の主催者に関する事項（注：開催施設＝主催者の場合は5.で記載のため(2)及び(3)は省略。）

- (1) 主催者の名称、住所及び代表者の氏名等 (31)
  - ①主催者の名称、住所及び代表者の氏名
  - ②主催者の担当代表者氏名、所属部署、連絡先
- (2) 業務の体制に関する事項 (32)
  - ①組織の概要（沿革、職員数、事業規模）
  - ②組織図（各組織の長（課長以上）の氏名、各セクションごとの人員配置等）
  - ③展覧会の最終的な企画責任者、会計責任者、作品管理責任者の氏名及び履歴
- (3) 展覧会の主催実績 (34)
- (4) 主催者の財産状況に関する事項 (34)
- 4. 展覧会の契約等に関する確認事項
- (1) 貸借に関する権利・義務関係 (35)
- (2) 監修、特別共催等に関する権利・義務関係 (35)
- (3) 主催者間に関する権利・義務関係 (36)
- (4) 内容の確認事項及び提出書類 (36)

### 5. 開催施設に関する事項

- (1) 開催施設の概要（図面等を含む） (37)
- (2) 組織体制（組織の概要及び組織図）及び展覧会の主催実績 (38)
- (3) 建物の構造、区画、形状及びメンテナンス (40)
- (4) 施設の環境 (44)
- (5) 防火 (46)
- (6) 防犯（セキュリティー） (49)
- (7) 入館者の安全に関する事項 (52)
- (8) 開催施設の事故情報 (53)

### 6. 展示に関する実施計画に関する事項

- (1) 展示方法と業者の選定条件 (54)
- (2) 展示のための施工計画 (54)
- (3) 展示プラン（美術品の具体的な配置を示したフロアプラン） (54)
- (4) 開館中の監視、警備計画（当該展覧会のための特別なもの） (55)
- (5) 確認事項 (55)
- (6) その他当該展覧会の展示に関する特記事項 (55)

### 7. 運搬（輸送）に関する実施計画に関する事項

- (1) 運搬方法と業者の選定条件（国内及び国外） (56)
- (2) 保存状態の確認場所及び確認者 (57)
- (3) 運搬経路（国内及び国外）並びに日時及び便名 (57)
- (4) 確認事項 (57)
- (5) その他当該展覧会の運搬に関する特記事項 (57)

（別紙） (58)

## 添付書類等一覧

参照 ページ	書類	提出時期		
		申請時	契約 締結前	契約 締結後
P. 22	展覧会のポスター、チラシ、リーフレット等	○	○	
P. 28	作品の画像を納めたCD-ROM、USBメモリ等	△	△	
P. 29	損害保険契約書の写し		○	
P. 29	補償契約が締結されなかった場合の保険料の試算		○	
P. 34	財務諸表等	○		
P. 36	貸借契約書の写し	○	○	
P. 36	所有者の同意書の写し			○
P. 36	主催者間の協約書の写し（共催の場合）	○	○	
P. 37	施設の概要、図面等が入ったパンフレット等	○		
P. 37	施設付近の地図	○		
P. 37	施設付近のハザードマップ（災害地域のみ）	○		
P. 38	平面図1～6	○		
P. 44	過去の同時期の温湿度記録	○		
P. 54	展示プラン（美術品の配置がわかるフロアプラン等。 巡回展の後半の施設は、契約締結までに提出）	○	○	
P. 55	展示に関するマニュアル（巡回展の後半の施設は、契約締結までに提出）	○	○	
P. 58	運搬経路等【様式あり】	○	○	
	その他担当窓口が追加提出を求めたもの、又はやむを得ないものとして後日の提出を認めたもの	○	○	○

(注1) ○は必須提出。△は任意提出。

(注2) ○又は△が複数ある項目は、そのいずれかで提出。



平成 年 月 日

## 美術品補償契約締結申請書

文部科学大臣 殿

申請者（主催者代表）

団体名

代表者職・氏名

印

展覧会における美術品損害の補償に関する法律に基づき、美術品補償契約の締結について、下記の事項を誓約の上、申請資料及び別添資料を添えて申請します。

### 記

1. 提出した資料等の内容は、美術品を安全に管理し、公益的な展覧会を適正に実施するために、最大限の配慮をしたものであること。
2. 申請時において申請内容等に誤りがないこと。また、提出した資料等の内容に修正の必要が生じた場合には、速やかに報告の上、当該事項を提出し直すこと。
3. 虚偽記載等に伴う契約の解除等の不利益は、申請者が責任を負うものであること。

以上

## 総括表

展覧会名			
主催者名			
開催施設			
開催期間 (補償契約期間)	<p style="text-align: center;">各開催施設ごとの展覧会の期間 (輸送・準備を含めた全借受け期間である補償対象期間)</p>		
入場見込数	<p style="text-align: center;">[ 総入場見込数、及び各開催施設ごと入場見込数 ]</p>		
展覧会の 趣旨・目的			
主な美術品			
対象美術品数	点	うち海外からの 対象美術品数	点
対象美術品の 総評価額	億円	うち海外からの 対象美術品の 総評価額	億円
入場料設定	<p style="text-align: center;">(一般、学生等、各区分ごとに明記すること)</p>		
補償制度の 活用による 国民的利益			
安全配慮事項			

※展覧会のポスター、チラシ、リーフレット等があれば添付する。

## 1. 展覧会の概要に関する事項

### (1) 展覧会の名称

### (2) 展覧会の趣旨・目的及び主な内容

展覧会の狙い・テーマ、企画の趣旨、おおまかな展示作品数（展覧会の規模や評価額の見当が推測できる内容）、主な作品の特徴・重要性、文化的・学術的価値、先導性、斬新性、展示コンセプトなどについて記載する。

### (3) 補償制度の活用による国民的利益

補償制度の活用によって軽減された保険料の使途や効果等を記入する。  
展示作品の質・量の充実、高校生以下の入館者の無料・軽減、これまで鑑賞機会が十分でなかった地域への巡回、教育普及活動の充実などについて具体的に記載する。

### (4) 安全配慮事項

本展覧会における対象美術品の事故防止に向けた安全配慮の取組を記載する。

(5) 展覧会の開催を予定する期間

	開催施設名	開催期間	開催日数 ※休館日を除く	入場見込数	平日 入場見込数 人@日	土日祝日 入場見込数 人@日
1		2011年10月1日 ~ 2011年12月31日	日	万人	人	人
2		~	日	万人	人	人
3		~	日	万人	人	人
4		~	日	万人	人	人
5		~	日	万人	人	人
合計		~	日	万人		

※海外巡回展の場合のみ、以下に海外における開催施設等を記載

	開催施設の名称 (国名)	開催期間
1	○○美術館 (アメリカ)	2011年10月1日 ~ 2011年12月31日
2		~

(6) 入場料の状況

項目	料金	設定の考え方・その他
一般	円	
小学生	円	
中学生	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

単に収支の観点からではなく、教育的・文化的意義を含めて記載。一般は1,500円以下、児童・生徒は無料又は安価に設定することが、望ましい。なお、無料観覧日等を設定する場合は、積極的にその旨も記入する。

(7) 展覧会の收支予算書

主催者名 \_\_\_\_\_

(収入)

区分	内 訳	予算額 万円
展覧会収入	[入場料] 大人 (@1,500円)	
	[図録売上] 1,500円@冊×5,000冊	
	[関連グッズ売上]	
	[その他]	
その他の収入	[協賛金・寄附金]	
	[補助金・助成金(開催分担金を含む)]	
	[その他]	
収入総額		

(支出)

区分	内 訳	予算額 万円
企画準備等基本経費	[借用料]	
	[謝金]	
	[保険料]	
	[輸送費]	
	[クリエイティブ等招聘費]	
	[図録制作費]	
	[その他印刷費]	
設営・運営等会場関係経費	[企画構成費]	
	[その他(交渉費・職員旅費等)]	
	[広告・宣伝費]	
	[展示施工費]	
	[会場事務費]	
その他	[監視・警備費]	
	[その他]	
支出総額		

\*1 作品借料、謝金が著しく高額の場合は、その理由を別紙（任意様式）に記載してください。

\*2 主催者ごと又は主催者同士が実行委員会を組織している場合などは、まとめて提出する。共催者に特に秘すべき事項がある場合には、その旨を記述した上で、申請代表者を通さず、直接文化庁に申請する。

## 2. 借り受ける美術品に関する事項

### (1) 展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者氏名又は名称及び価額

作品番号	美術品の名称（タイトル） 及び作者名	所有者名 (国名、所在都市)	所有者評価額	第三者評価額 (又は市場価格等)
1	アルルの寝室 フインセント・ファン・ゴッホ	オルセー美術館 (フランス、パリ)	(日本円)	(日本円)
			(外國通貨)	(外國通貨)
2			円	円
			ドル	ドル
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※1 必要に応じて、記入シートを増やすこと。最終ページの評価額の最下段にすべての美術品の合計額を日本円及び外国通貨（各通貨ごと）で記載する。

※2 美術品の評価額の外国通貨の邦貨への換算は、本申請要領5.(3)④の外国貨幣換算率を用いて計算する。

※3 第三者評価額は、市場価格、類似作品評価額又は一定の範囲（〇円～〇円）の額で記載することも可能。

※4 価額の後には、日本円については円、外国通貨についてはドル、ユーロ等の通貨を記載する。

(2)美術品の価額の算定の根拠

①作品番号	②評価者及びその連絡先	③市場価額又は類似作品評価額及びその評価者(購入者)等
1～15	Sotheby's 1334 York Avenue New York, NY 10021	

※1 ①は美術品一覧リストの作品番号とする。

※2 ②は第三者評価をした企業名、団体名、個人名（個人名の場合は所属又は職名）を記入する。

※3 ③は①の美術品の購入額、市場価額又は参考とすべき類似作品の評価額及びその評価者(購入者)、評価時期及び場所等を記入する。

※4 ②又は③のいずれか一方（両方も可）を必ず記入する。

(3)個々の美術品の種別、寸法、重量、材質、形状、その他の特徴(特別に必要な配慮を含む)

展覧会における作品番号	所蔵館の登録番号 (ある場合)	作家のカタログレゾネ番号 (ある場合)
-------------	--------------------	------------------------

作品情報（種別、技法、作者名、タイトル[名称]、作成年、寸法、重量、材質、形状、その他の特徴）

1 種別  絵画  スケッチ  写真  陶磁器  彫刻  工芸品  書籍・典籍  その他 \_\_\_\_\_

2 技法 \_\_\_\_\_

3 作者名、タイトル[名称] \_\_\_\_\_

4 作成年 \_\_\_\_\_

4 寸法等 （重量、材質、形状等も含む） \_\_\_\_\_

5 その他の特徴 （支持具の有無、組み物、揃い物 等） \_\_\_\_\_

保存状態等

○ 保存状態の状況  
1  良好 2  修復が必要 ・「修復が必要」な場合、出品時までの修復予定等を記載

○取扱い上の特別な配慮  
1  なし 2  あり ・「あり」の場合、具体的な内容を記載

作品の画像（撮影年月 年 月）

(写真画像等の添付)

※可能であれば作品の画像を収めたCD-ROM, USBメモリ等も提出する。

状態確認者 (学芸員等の専門家の署名)

(4) 美術品の所有者評価額及び約定保険価額の見込みを記載した書面

- ① 申請美術品の総数（うち海外借受け数、うち国内借受け数）

申請美術品の総数	うち 海外借受け数	うち 国内借受け数

- ② 申請美術品の所有者評価額の総額（うち海外総評価額、うち国内総評価額）

申請美術品の所有者評価額	うち 海外総評価額	うち 国内総評価額

- ③ 所有者評価額のうち、保険会社がその額を約定保険価額として契約することに慎重となる作品はありますか。

ある  ない

「ある」場合は下欄に記入してください。

- ・ その作品の所有者評価額と保険会社が見込む約定保険価額

作品番号	美術品の名称（タイトル） 及び作者名	所有者評価額	約定保険価額（見込み）※

※一定の範囲（〇円～〇円）の額で記載することも可能。

- ④ 上記③の「約定保険価額（見込み）」を回答した保険会社

---

※ 申請後から補償契約締結前までに、損害保険契約書の写し及び補償契約が締結されなかった場合の保険料の試算を提出する。

(5) 確認事項（所有者の了承、著作権処理、ワシントン条約等）

① 出品物の借用に関する状況

各美術品の所有者への打診、了承等の状況、その見込み、貸借契約日の予定等

② 輸送、展示、展示環境等に特別な設備又は機材取扱いを必要とする作品の有無、その具体的な内容

（3）の個々の美術品の個票の抜き書き、その他特記事項

③ 開催パンフレット、ポスター、図録等に関する著作権の取扱いの処理状況

合意済み、調整中、その他特記事項

④ ワシントン条約の対象となる素材を含む作品の有無及び事前手続状況

該当作品、その手続状況・見込み

⑤ その他国内法令の規制を受ける（又はおそれのある）作品の有無及び事前手続状況（安全・防疫等の観点からのものなど）

該当作品、その手續状況・見込み

3. 展覧会の主催者に関する事項

(1) 主催者の名称、住所及び代表者の氏名等

① 主催者の名称、住所及び代表者の氏名

	主催者の名称	代表者役職・氏名	主催者住所
1			
2			
3			

※すべての主催者を記してください。

② 主催者の担当者氏名、所属部署及び連絡先

	主催者名・担当者所属・担当者氏名	担当者連絡先（住所・電話・FAX・E-mail）
1		
2		
3		

※各主催者の申請事務担当者について記入

(2)業務の体制に関する事項

※①及び②は主催者ごと。ただし、開催施設(美術館・博物館)の主催者は①及び②は不要。

①組織の概要（沿革、職員数、事業規模）

沿革（設立年等を簡潔に）

職員数

・総職員数〇〇人 (文化事業関連〇人)

事業規模

・文化事業の年間予算〇〇億円 　・年間展覧会入場者数等

②組織図（各組織の長（課長以上）の氏名、各セクションごとの人員配置等）

組織図

・文化事業部長 〇〇〇〇

③展覧会の最終的な企画責任者、会計責任者、作品管理責任者の氏名及び履歴

イ. 企画責任者 〇〇〇〇 (役職〇〇)

ロ. 会計責任者 〇〇〇〇 (役職〇〇)

ハ. 作品管理責任者 〇〇〇〇 (役職〇〇)

※すべての主催者を通じた責任者について記入する。

企画責任者

会計責任者

作品管理責任者

○氏名等

氏名・所属	役職	専門領域

○職歴

年月	組織名	役職	業務内容
平成 年 月～ 現在			
平成 年 月～ 平成 年 月			
平成 年 月～ 平成 年 月			

○最終学歴

卒業・修了年	学校名	課程名	研究（業務）内容
年 月			

○主な展覧会担当実績

実施年月	展覧会名称	開催館・入場者数	担当内容
年 月			
年 月			
年 月			

### (3) 展覧会の主催実績

※主催者(開催施設の主催者は除く)ごとに、相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を直近のものから3件記入してください。

主催者名	
------	--

①	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

②	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

③	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

### (4) 主催者の財産状況に関する事項

すべての主催者の財務諸表等（総括表に該当する部分のみ）を添付してください。  
なお、詳細な資料は不要です。

4. 展覧会の契約等に関する確認事項

(1) 貸借に関する権利・義務関係

- ・展覧会は単独展ですか、巡回展ですか？

単独展       巡回展       その他 \_\_\_\_\_

- ・貸借契約書における所有者との契約者は誰ですか？

主催者（単独）      主催者名 \_\_\_\_\_

主催者（複数）      主催者名 \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

その他      その他 \_\_\_\_\_

- ・複数で契約した場合、その主催者等間の貸借契約上の役割分担を記してください。

- ・補償契約期間を記してください。

通常のウォール・トゥ・ウォール       それ以外（下の枠に具体的に記入）

（作家展等で場合分けが複雑となる場合はある程度まとめて記入すること。特定の作品が特別な補償契約期間となる場合は、その美術品の個票にも必ず記入すること）

(2) 監修、特別共催等に関する権利・義務関係

- ・海外の統括者（監修、交渉代表者、オーガナイザー）が介在する場合は、その者の氏名、立場、権限等を記してください。

- ・借用・開催に関する附帯条件（寄附、物品の販売、宣伝、イベントの開催等）等があれば記してください。

(3) 主催者間に関する権利・義務関係

- 主催者間の主な役割分担（各種経費の分担、施設の管理責任、作品の管理責任等）について記してください。

(4) 内容の確認事項及び提出書類

- ①以下の内容を確認し、同意してください。

同意する 同意しない

- 展示作品そのもの又はそれと同等類似の物品を販売することを目的とした展覧会ではないこと。
- 商業的、政治的、宗教的な宣伝・活動を目的とした展覧会ではないこと。
- 倫理的、人道的又は公序良俗的に問題となる展覧会ではないこと。
- 展覧会開催中の関連事業が上記の内容を含むものではないこと。

- ②以下の契約書等を添付又は後日提出してください。

- 貸借契約書の写し ※すべての内容が必要なわけではないが、責任に関する条項は必須。  
(提出時期：申請時又は申請後から契約締結前まで)
- 所有者の同意書の写し  
(提出時期：契約締結後)
- 主催者間の協約書の写し ※共催の場合  
(提出時期：申請時又は申請後から契約締結前まで)

## 5. 開催施設に関する事項

### (1) 開催施設の概要（図面等を含む）

① 基本データを記すとともに、施設の概要、図面等が入ったパンフレット等を提出してください。

施設の名称	
沿革	(設立年等)
住所	
記載担当者名	
電話およびファクシミリ番号	
E-mail アドレス	

② 開催施設は、いずれに該当しますか？

- 国立の美術館・博物館（文化庁所管）  登録博物館  博物館相当施設  
 登録又は相当施設として申請中

③ 施設付近の地図（およそ2万5千～5万分の1程度の縮尺）を添付し、以下の事項をマーキングしてください。

- ・ 海岸、河川、山（崖）の位置
- ・ 消防署の位置
- ・ 近隣に危険施設がある場合は、その位置

④ 施設のある場所は、過去に洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、火山等の災害がありましたか？  
または、これらの災害発生が懸念される地域ですか？

- はい  いいえ

「はい」の場合は、自治体が作成・公表したハザードマップを添付してください。国土交通省ハザードマップポータルサイト等を利用すると便利です。  
また、これらの災害に対応するために行っている対策を具体的に記載してください。

- ⑤ 開催施設の建物に関する平面図 1～6 をそれぞれ添付し、以下の事項を記入又はマーキングしてください。
- ・ 平面図 1：美術品  
対象美術品を搬入する場所、一時保管する場所、展示する場所、搬入出の導線
  - ・ 平面図 2：入場者  
入場者の出入り口、導線、滞留が予想されるゾーン
  - ・ 平面図 3：防犯（一般）  
監視・警備スタッフの配置場所と出入り口
  - ・ 平面図 4：防犯（開口部等）  
施設の開口部と防犯センサーの設置場所
  - ・ 平面図 5：防火（一般）  
火災感知器の設置場所
  - ・ 平面図 6：防火（飲食施設）  
館内のレストラン等に厨房設備がある場合、その場所、熱源、食材等搬入の導線

## (2) 組織体制（組織の概要及び組織図）及び展覧会の主催実績

- 1 施設の主な職員とその組織図を記載してください。その際、就業状況に照らして彼らの雇用形態等（常勤、非常勤、契約職員等）を示してください。もし職員の中に契約社員がいる場合は、その派遣元の会社または組織名を提示してください。

	氏名 専門領域	職名	電話・ファクシミリ番号	E-mailアドレス	雇用形態等
館長 (最高責任者)					
学芸責任者					
申請展覧会の担当学芸員					
会計責任者					

※1 申請展覧会の担当学芸員の履歴を添付すること。（P. 33の様式を利用すること。）

※2 指定管理者の場合は、「雇用形態等」欄にその旨、記載すること。

- 2 一般に誰が借受けた作品の状態チェックを行っていますか。

施設内学芸員       外部委託       その他 \_\_\_\_\_

- ・ 外部委託している場合はその氏名・所属と専門分野を書いてください。

氏名・所属 \_\_\_\_\_

専門分野 \_\_\_\_\_

- 3 これまでにあなたの施設で主催した今回の企画に相当する展覧会の実績を直近のものから3件記入してください。

①	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

②	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

③	展覧会名称	
	他の主催者名	
	開催期間	
	主な作品 (貸出し元)	
	作品数とその総評価額	
	入場者数	

### (3) 建物の構造、区画、形状とメンテナンス

一般

1

- 展示施設の構造躯体を教えてください。  
 鉄筋コンクリート     木     木造モルタル  
 その他 \_\_\_\_\_

- 昭和56年以降に建築されたものですか？

はい     いいえ

「いいえ」の場合は、耐震診断結果の概要を記入してください。  
(耐震指標であるIs値等の表示は必須)

2

- 施設、展示設備に関して、現時点で改修が進行中ですか？  
「はい」であれば、その内容と使用素材を記してください。

3

- 作品借用予定期間中に建築、改修の予定がありますか？  
「はい」であれば、具体的な内容を記してください。

- 作品借用予定期間中に施設に隣接する道路、建物等で工事の予定はありますか。あれば具体的な内容を記してください。

はい     いいえ

具体的な内容 \_\_\_\_\_

4

- あなたの施設がある建物は地上地下それぞれ何階ですか？ 地上 \_\_\_\_ 階    地下 \_\_\_\_ 階
- 複合施設ならば、あなたの施設は何階にありますか？ \_\_\_\_\_
- 展示施設の中において、それぞれの階は消防法の基準を満たした防火シャッター、防火ドアで区切られていますか？  
 はい     いいえ
- 展示及び収蔵ブロックは館内の厨房設備がある区画と区切られていますか？  
 はい     いいえ

企画展示スペース

5

- 展示スペースの床面耐加重は何kg/m<sup>2</sup>ですか？ \_\_\_\_\_ kg/m<sup>2</sup>

6

- 展覧会以外にあなたの施設で行われるイベントがありますか？  
 講演会     コンサート     映画会     その他  
ある場合は、どこで行われますか？ \_\_\_\_\_

7

- ・ 企画展示スペースは、鑑賞のみに利用されますか?  はい  いいえ  
もしそうでないなら、その用途は何ですか?
- 

8

- ・ 水による作品の損害について、お尋ねします。保管・展示スペースの上部に、水道配管や消防用設備（スプリンクラー）による水に関する設備がありますか？
- 保管場所  はい  いいえ  
展示スペース  はい  いいえ  
もしもあるなら記してください。
- 

9

- ・ 展示室には可動壁はありますか？（仮設のものは含まない）  
 はい  いいえ  
もしもあるなら、構造材を示してください。  
またそれらの固定方法を具体的に示してください。
- 床と天井で支えている  床のみで支えている  
 天井から吊っている  その他 \_\_\_\_\_
- 

10

- ・ 以下の場所では飲食が許可されていますか？  
許可されている場合は、理由を説明してください。
- 企画予定スペース内  はい  いいえ 理由 \_\_\_\_\_
- 保管庫内  はい  いいえ 理由 \_\_\_\_\_
- 荷受場内  はい  いいえ 理由 \_\_\_\_\_
- 企画準備エリア  はい  いいえ 理由 \_\_\_\_\_
- 

11

- ・ げっ歯類（ネズミなど）や害虫、微生物発生に対する対策の内容を説明してください。

調査頻度及び具体的な内容（使用具、使用薬剤、展示エリア内外等）

もし害虫などが出没した場合、どういった対応をするのか記してください。

12

- ・ 展示期間中にランプの交換や清掃がどのようにして行われるか詳細を記入してください。
- 

13

- ・ あなたの館の荷積み場所はどれだけ大きなサイズのトラックに対応していますか？
-

1 4

- あなたの施設では以下の設備がありますか？あるいは入手可能ですか？およそその大きさ重さを記してください。

<input type="checkbox"/> 搬出入用のドア（シャッター）	寸法：高さ×幅	(m)
<input type="checkbox"/> 積み下ろし用プラットホーム	地面からの高さ	(cm)
<input type="checkbox"/> ドックレベルラー（昇降床）	耐荷重量	(kg)
<input type="checkbox"/> フォークリフト	耐荷重量	(kg)
<input type="checkbox"/> 油圧式ハンドリフト	耐荷重量	(kg)
<input type="checkbox"/> クレーン	耐荷重量	(kg)
<input type="checkbox"/> ランプ(地面から積み下ろし場所への傾斜路)	長さ	(m)
<input type="checkbox"/> 足場高さ		(m)
<input type="checkbox"/> その他：		

1 5

- あなたの施設では、およそ最大どのくらいの大きさまでの作品を搬入・展示できますか。  
高さ × 幅 × 奥行き \_\_\_\_\_ (m)

1 6

- 搬出入用ドアや天井が高い積み下ろし用プラットホームがありますか。  
 はい     いいえ  
ない場合、荷物の受け取りとどのようにしているか記してください。

1 7

- あなたの施設の搬出入場は遮蔽されていますか？     はい     いいえ
- 搬出入場は関係者以外の立ち入りを禁止していますか？     はい     いいえ

1 8

- 荷受場への立ち入りはどのように制御されていますか？

1 9

- あなたの搬出入場でとられている安全対策を記してください。

2 0

- 荷積み、荷降ろしエリアに屋根はありますか。     はい     いいえ

2 1

- 展示作品は普段どこで開梱、再梱包、準備がなされますか  
(頻度の高いものを1とし、可能性のある場所を順に番号で示してください)  
• 荷受室 \_\_\_\_\_    • 施設内の梱包施設 \_\_\_\_\_  
• 展示室 \_\_\_\_\_    • 外部の梱包施設 \_\_\_\_\_  
• 展覧会準備エリア \_\_\_\_\_    • その他 ( ) \_\_\_\_\_  
• 収蔵庫 \_\_\_\_\_

2 2

- 借用作品は、展示期間以外はどこに保管されますか?  
(頻度の高いものを1とし、可能性のある場所を順に番号で示してください)  
• 一時保管庫 \_\_\_\_\_  
• 収蔵庫 \_\_\_\_\_  
• 展示室 \_\_\_\_\_  
• その他 ( ) \_\_\_\_\_

23

- ・ 貨物用のエレベーターはありますか？

はい  いいえ

・ エレベーターの内寸：長さ m × 幅 m × 天井高 m

・ 最大積載重量：Kg

(kg)

収蔵

24

- ・ 企画展示作品用の一時保管場所はありますか？

はい  いいえ

・ 室内の寸法：長さ m 幅 m 天井高 m (複数ある場合はそれぞれ記入。以下同じ。)

・ 扉の寸法：高さ m 幅 m

・ コレクション用の収蔵庫と区分されていますか？  はい  いいえ

・ 施錠されますか？  はい  いいえ

・ 警報設備はありますか？  はい  いいえ

・ 空調設備はありますか？  はい  いいえ

・ 誰が鍵を開けますか？  学芸員  その他 \_\_\_\_\_

・ アクセスの方法は？  鍵  IDカード  その他 \_\_\_\_\_

25

- ・ 一時保管場所には火災感知器あるいは消火設備はありますか？

はい  いいえ

26

- ・ 企画展に出品する貴重で小さな美術品用（例：宝石など）の特別に安全が図られた保管庫がありますか？

はい  いいえ

あるなら具体的に記してください：

27

- ・ 空のクレート（輸送用箱）はどこに保管しますか？

館内 ( 室温調節  可  不可 温度調節  可  不可 )

館外 ( 室温調節  可  不可 温度調節  可  不可 )

(4) 施設の環境

空調

- 1     ・ あなたの館は、24時間空調をおこなうことが可能ですか。  
 はい       いいえ  
 ・ 空調機が故障した際の、バックアップシステム（予備の空調機等）はありますか。  
 はい       いいえ  
 ・ どのようなバックアップシステムですか。  
 • 停電時のバックアップシステムの稼動期間はどれくらいですか。
- 

- 2     ・ あなたの館における空調機のタイプと稼動位置を、下の表に「○」をつけてください。

	企画展用一時保管庫	企画展示室	館内すべて
室温コントロール・システム			
室内湿度コントロール・システム			
エアー・フィルター			

- 3     ・ そのシステムを保守・メンテナンスするのは誰ですか（保守管理責任者）？

- 施設のスタッフ      (氏名及び役職) \_\_\_\_\_  
 メンテナンス契約業者      (業者名と担当部署) \_\_\_\_\_  
 必要に応じて修理を委託      (過去の修理業者) \_\_\_\_\_

- 4     ・ どれくらいの頻度で空調機を保守しますか？また直近はいつですか？
- 

- 5     ・ 借用期間中の設定値は、温度は何度で、湿度は何%を予定していますか？

(変動値は記入しないでください)

企画展示室内		企画展用一時保管庫	
温度 (°C)	湿度 (%RH)	温度 (°C)	湿度 (%RH)

- 6     ・ 借用期間中の季節、貴館ではどれくらいの温湿度の変動が予想されますか？

前年や、前々年度の変動記録を参照してご記入ください。

土ではなく、19-23°Cのように記入してください。

企画展示室内		企画展用一時保管庫	
温度 (°C)	湿度 (%RH)	温度 (°C)	湿度 (%RH)

※過去の同時期の温湿度記録を添付してください。

- ・ 借用期間中の空調稼動時間は？

- 24時間       その他 \_\_\_\_\_  
 休館日は停止

- 7     ・ 温湿度を維持する環境制御システムの問題（機会の不具合等）について誰が対応しますか？

- 館職員      氏名・役職 \_\_\_\_\_

- 請負業者      業者名 \_\_\_\_\_

- その他      氏名等 \_\_\_\_\_

- 8 次の場所の温湿度管理環境について、該当するものに「○」を付けてください。

場所	温湿度計の種類		個別制御は可能ですか？
	空調機センサー	自記記録 (ロガーを含む)	
展示室			
収蔵庫			
一時保管庫			
展示ケース			
その他 ( )			

- ・ 誰がこれらのレベルを監視していますか？

氏名・役職 \_\_\_\_\_

- 9 温湿度の記録は保管されていますか？

はい  いいえ

- 10 以下のそれぞれに対してどれくらいの頻度で行いますか。

	記録頻度	確認頻度	用紙交換頻度	較正頻度
空調機センサー				
自記記録 (ロガーを含む)				

照明

- 11 どのようなタイプの照明を企画展示室で使用しますか？

蛍光  
 UV (紫外線) フィルター付  
 ハロゲン等の白熱灯  
 水銀灯

外光  
 入光部にUVフィルター付き  
 ブラインドまたは厚地カーテン付き  
 その他 \_\_\_\_\_

- 12 照度計を持っていますか？

はい  いいえ

- 13 照明の調光はできますか？

部屋全体を一括で調光  
 壁面単位など部分ごとに可能 各スポットごとに可能  
 各スポットごとに可能

- 14 展示ケースには照明器具の埃が落ちないような塵よけフードがついていますか。

はい  いいえ

- 15 貸出作品は展示ケース内での照明をおこないますか。

はい  いいえ  
 その光源は何ですか？ \_\_\_\_\_

- 16 紫外線と熱線から、展示物は守られていますか？

はい  いいえ  
 どのような手段で \_\_\_\_\_

- 17 照明に関する責任者は誰ですか？ 氏名及び所属 \_\_\_\_\_

(5)防火

- 1    · あなたの展示施設の状態を教えてください。  
 耐火建築物       準耐火建築物       その他 \_\_\_\_\_
  
- 2    · あなたの施設の火災感知・警報システムは  
 日本消防検定協会の技術基準に適合（NSマーク）した製品ですか?  
 はい       いいえ       その他の基準に適合している \_\_\_\_\_
  
- 3    · 火災報知機が作動したとき、非常出口のドアは自動的に開錠しますか?  
 はい       いいえ  
 • 自動開錠でない場合、どのようにしたら開けることができますか?  
 \_\_\_\_\_
  
- 4    · 火災感知警報システムはどのように点検されていますか?  
 • 誰が点検しますか  
 • どれぐらいの頻度で?      年に \_\_\_\_\_ 回
  
- 5    · 火災のとき、どのような感知器や防災システムが自動的に作動しますか? (該当するものに「○」を入れてください)

	トラックヤード (車庫)	搬入場	企画展用 一時保管庫	企画展示室
自動熱感知器				
自動煙感知器				
ハロン、窒素、二酸化炭素などの消火設備				
防火ダンパー				
防火扉または防火シャッター				
空気排煙設備				
消火栓等に付属する警報機				
避難を呼びかける放送				
スプリンクラーのスイッチ				

- 6    · あなたの火災警報システムは誰に警報しますか?  
 施設内の中央監視室（火災受信盤）  
  
 所轄消防署—専用線による  
  
 警備会社等の中央監視室（会社名を明記してください） \_\_\_\_\_
  
- その他（明記してください） \_\_\_\_\_

- 7   ・ 借用作品が搬入、保管、展示される予定の場所で稼動している消火システムのタイプを示してください。 (該当するものに「○」を入れてください)

スプリンクラー	トラックヤード (車庫)	搬入場	企画展用 一時保管庫	企画展示室
ドライパイプ式				
ウェットパイプ式				
遅延作動式				
予作動式				
その他				

ガス消火システム	トラックヤード (車庫)	搬入場	企画展用 一時保管庫	企画展示室
ハロン				
窒素				
その他 ( )				

- ・ 職員と警備員はスプリンクラーやガス消化システムの止め方等の訓練を受けていますか？
- はい       いいえ
- 「はい」の場合、その頻度・内容等を記してください。
- 

その他の設備	トラックヤード (車庫)	搬入場	企画展用 一時保管庫	企画展示室
消火栓格納箱 (屋内消火設備・火災報知機付消火栓)				
携帯用消火器				

- ・ 消火器のタイプは？  
(例：圧縮水、二酸化炭素、ドライケミカル、泡、ハロン、酸、その他) 

---

8     ・ どれくらいの頻度で携帯用消火器は検査されていますか？

---

9     ・ どれくらいの頻度で職員は携帯用消火器の噴霧訓練をしますか？

---

10    ・ あなたの施設のどんな場所と条件で喫煙が許可されていますか？

---

11    ・ 建物内で火気を使用している場所はどこですか？：

---

12    ・ あなたの施設から所轄消防署までの直線距離は？

---

13    ・ 連絡してからどれくらいの時間で消防署員が駆けつけますか？

---

14    ・ 消防隊が利用する、もっとも近い消火栓からあなたの施設（建物）までどれだけの距離がありますか？

---

□ はい      □ いいえ

・ 火災予防のために消防署が訪れた最後の日はいつですか？

---

16    ・ 火災時の施設の行動計画が策定されていますか？                  □ はい      □ いいえ

・ 複合施設の場合、建物全体と当該施設の両方に計画がありますか？

□ はい      □ いいえ

17    ・ どれくらいの頻度で職員は防火訓練をおこなっていますか？

---

## (6) 防犯（セキュリティ）

### 警備とアクセス

※ここで使用する言葉は下記の意味を示すものとします。

警備員：施設全体のセキュリティ対応にあたる警備専門スタッフ

建物：美術館が入っている建物全体（美術館がビルの一角に入っている場合、ビル全体）

施設：展覧会の開催施設

1

- 建物の警備体制は次のうちどれに該当しますか？

警備員が24時間常駐している。  
 警備員が日中のみ常駐している。\_\_\_\_\_～\_\_\_\_\_まで  
 警備員は常駐していない。

2 警備員が常駐している場合、通常時、配置している警備員の数について記入してください。

・ 開館日 昼間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ まで \_\_\_\_\_ 名  
夜間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ まで \_\_\_\_\_ 名

・ 閉館日 昼間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ まで \_\_\_\_\_ 名  
夜間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ～ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ まで \_\_\_\_\_ 名

- 警備員が常駐していない場合、かわりに採用している警備体制があれば記入してください。

3

- 複合施設に展示施設が入居している場合、施設に対応した警備体制（施設全体と貴施設それぞれの）がつくられていますか？

はい  いいえ

4

- 防犯、防災等の異常発生時に対応できる通報手段を記入してください。

5

- 展示・撤収作業中の展示室内への関係者以外の立ち入り制限状況を記入してください。

6

- あなたの施設の巡回警備体制について伺います。警備員は施設内を定期的に巡回していますか？

はい  いいえ

- 巡回する場合、その回数・頻度・人数について概要を記入してください。

- 巡回する場所はどこですか？

展示室  施設内の管理区域  施設外の周辺区域  
 その他 \_\_\_\_\_

- 巡回しない場合、代わりにとっている処置について記入してください。

7

- あなたの施設では、建物内の管理区域において、関係者を含め、出入りする人物のチェックを行っていますか？  
 はい  いいえ
  - 出入りするスタッフ（ボランティアも含む）や特別な客は、施設の管理区域において、来館者用のバッヂ等を着用させますか？  
 はい  いいえ

8

- ・ 防犯カメラの設置によるモニター監視を行っていますか?  
□ はい □ いいえ
  - ・ 行っている場合、録画をしていますか?  
□ はい □ いいえ

9

- ・ 収蔵庫・展示室の鍵の施錠、解錠はどのような人物が行いますか?  
□ 警備員 □ 学芸員 □ その他 (具体的な身分を記入)

10

- あなたの館の非常時体制について伺います。非常時における緊急連絡網やマニュアルを作成していますか?  
 はい       いいえ
  - 非常時に備えた訓練は、どのような種類のものが、年館何回行われていますか？  
(訓練の種類・回数・内容)

物理システムと電子システム

11

- あなたの施設では、機械的な防犯システムを使っていますか?  
 はい  いいえ
  - あなたの施設に設置されている防犯システムの構成要素を教えてください。  
 マグネットスイッチ  熱線センサー  
 ガラス破壊センサー  振動センサー  
 赤外線センサー  シャッターセンサー  
 超音波センサー  電磁波（マイクロ波）センサー  
 電界センサー  断線（トラップ）センサー  
 ループコイル  画像センサー  
 その他

1 2

- ・ 防犯システムのアラームはどこで鳴りますか?  
 館の中央監視室       警備会社のオフィス  
 該当部分の現場       その他

1 3

- セキュリティシステムの点検の頻度を教えてください。
- 

1 4

- すべての受信警報記録（時間、日、場所、警報に対してとった行動、警報原因を含む）を保管していますか？  
 はい       いいえ

1 5

- 企画展示室は、外部から直接出入りできる出入口がありますか？  
 はい       いいえ
  - 直接出入りできる出入口がある場合、施錠の仕組みを示してください。
- 

- 企画展示室の中に外部とアクセスできる箇所がありますか？
    - 窓       ある       ない
    - 排煙口       ある       ない
    - 非常口       ある       ない
    - その他 \_\_\_\_\_
- 

- ある場合、施錠の仕組みや、セキュリティ上とっている方法を示してください。
- 

1 6

- 建物外側の開口部（出入口、窓、屋根のドア、エアダクトを含む）はすべて施錠されますか？  
 はい       いいえ
  - いいえの場合、防犯上とっている対策を記入してください。
- 

1 7

- 壊れやすく、小さい美術品、特に貴重な美術品はどのように保護されますか？該当するものにすべてチェックを入れてください。

- アクリルケース
  - ガラスケース
  - 壁あるいは固定ケース
  - 独立ケース（構造物を明記）\_\_\_\_\_
  - 施錠できるケース
  - 曝しネジを使った安全なケース
  - 隠蔽したネジを使った安全なケース
  - セキュリティ用特殊ネジを使った安全なケース
  - 繰ぎ目を密閉したケース
  - 警報機付ケース（タイプを明記）\_\_\_\_\_
  - その他（具体的に明記）\_\_\_\_\_
- 

1 8

- 盗難防止のため、壁にすえつけて展示する小さな美術品は、どのように取り付けますか？
- 

1 9

- 大きな額作品は、どのように取り付けますか？
- 

2 0

- ケースに入らない大型作品に近づかないようにするために、どのような対処をしますか？
-

## (7) 入館者の安全に関する事項

1. 展覧会の入場者の事故等に備えた対人保険に入っていますか?  
 はい       いいえ
2. 急病人、怪我人が発生した場合の最寄り救急病院の連絡先、館内の一時休憩室、自動体外式除細動器（AED）の位置等を記してください。

3. バリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮した施設・設備を備えていますか?  
 はい       いいえ  
「はい」の場合はその内容、「いいえ」の場合はそれ以外の配慮事項等を記してください。

4. 混雑による事故防止のための施設の入場制限の目安は何人ですか? \_\_\_\_\_ 人
5. 入場者が作品と接触したり、その下敷きになったりすることがないよう、どのような対策を講じていますか?

6. その他鑑賞環境を快適にするために行っている取組を記してください。

(8) 開催施設の事故情報について

①過去5年間に発生した美術品にかかる事故（館外の輸送中事故も含む。ただし損害額10万円以上のものに限る。）について記入してください。

有り · 無し

「有り」場合は下欄に記入

（①発生年、②事故内容、③事故原因、④損害額、⑤処理状況、⑥改善策）

②その他美術品以外の過去5年間に発生した事故（対人、対物等）について記入してください。

有り · 無し

「有り」場合は下欄に記入

（①発生年、②事故内容、③事故原因、④損害額、⑤処理状況、⑥改善策）

（入場者、スタッフ等のケガ、工事中の施設・設備の破損等）

## 6. 展示に関する実施計画に関する事項

### (1) 展示方法と業者の選定条件

展示に関する業務（輸送の際の展示とは別の仮設の展示施設・設備等の施工等）を業者に行わせる場合は、どのような内容で発注しようとしているのか、以下に具体的に記してください。政府は、大規模展覧会の展示に関し十分な実績のある展示業者が、業務監督者及び経験豊富な職員を複数配置して作業することを強く求めます。

### (2) 展示のための施工計画

業者が選定されている場合は、その施工計画の概要を記してください。申請時に間に合わなければ、契約締結までに提出してください。

### (3) 展示プラン（美術品の具体的な配置を示したフロアプラン等）

各美術品が、どのような区分でどのように各展示室（又は同一展示室内の各区画）において展示されるかを示したフロアプラン等（会場デザイン案や展示ケース案を含む）を別添で提出してください。

その際、各区画ごとの美術品の評価額総額、出入口付近等の人々に接触する危険性が高い位置における美術品の展示状況及びその美術品の評価額などをチェックしますので、それがわかるような展示プランを提出してください。なお、特定の一区画や出入口付近に評価額の高い作品が集中することは好ましくないと考えていますが、別途安全対策（柵や囲い、監視員の追加配置等）を行う場合は、この限りではありません。

#### [質問項目]

- 展示スペースは、ロビー、ラウンジ、ホール、図書室、カフェ、研修室など、公共の活動領域内に位置していますか。  
 はい  いいえ  
もしそうならその状況を記してください。

- 展示スペースは、鑑賞のためのみに使用されていますか。  
 はい  いいえ

もしそうでないなら、借用作品展示期間に他の用途に使用される予定はありますか。  
 はい  いいえ

また、その用途は何ですか？

(4) 開館中の監視、警備計画（当該展覧会のための特別なもの）

申請している展覧会のために特別に行っている監視及び警備に関する内容を記してください。その際、所有者から求められていることがあれば、その旨記載してください。（展示室内的監視員の追加配置〇名、24時間有人警備、高額作品の監視強化、特別な防犯センサー等）

(5) 確認事項

以下の条件が守られるよう、展示に関する計画を作成、実行してください。なお、作成したマニュアルは申請時（巡回展の後半等で間に合わない場合は契約締結時まで）に提出してください。

はい       いいえ

- ・ 美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制（通常の体制以上の安全管理体制）を整備すること。
- ・ 温度、湿度及び照度を一定に保つための管理を徹底とともに、その記録を作成し、保管すること。
- ・ 上記の環境制御装置及び防火・防犯設備等の保守管理責任者を定め、定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、保管すること。
- ・ 美術品の展示に関するマニュアル（監視、警備、環境制御、防災等）を作成し、その内容について、周知徹底を図ること。（複合施設の場合はその施設全体のマニュアルも含む。）
- ・ 対象美術品の展示作業は、一定期間、施設内の温湿度等の環境に慣らしてから行うこと。（シーザーリングの実施）
- ・ 施設で通常行わない作業を行うときは、学芸員が立ち合うこと。

マニュアルの周知徹底はどのように行っていますか？具体的に記してください。

(6) その他当該展覧会の展示に関する特記事項

展示に関する附帯条件等があれば記してください。（温度、照度、湿度等の管理、展示の際の支持具、その他各美術品の個標で記載した事項の重要な事項の抜き書き等）

## 7. 運搬（輸送）に関する実施計画に関する事項

### (1) 運搬方法と業者の選定条件（国内及び国外）

#### ① 輸送業者が未定の場合

どのような輸送業者にどのような内容で発注しようとしているのか、国内及び国外の別にできるだけ具体的かつ詳細に説明してください。政府は、十分な実績と訓練・研修を積んでいる美術品専門部門のある輸送業者が、業務監督者及び経験豊富な職員を梱包・開梱中及び輸送中に複数配置し、十分な装備付きの美術品輸送専用車で輸送することを強く求めます。

(国内)

(国外)

#### ② 輸送業者が決まっている場合

輸送業者名及びその業者の主な実績、作業体制（梱包、輸送、展示（開梱）等の人数、そのうちの常勤職員の数）、輸送車両の装備（エアサスペンション、荷台の空調、防犯装置等）、輸送中の同乗者（借り手の学芸員及び貸し手のクリエイティブの同行の有無、原則どちらかが同行）、同日搬入できない場合の作品の一時保管場所の有無及びその場所等を記してください。

(国内)

(国外)

(2) 保存状態の確認場所及び確認者

美術品の輸送ルートのまとまりごとに美術品の状態確認場所及び確認者を記してください。なお、借り手側又はその指定代理人のチェックはすべて必須です。その際、所有者が借り手側の指定代理人になることは認められませんが、公の美術館・博物館が所有者の場合は例外として認めます。また、複数の所有者から借り受ける場合は、海外等の特定の美術館等を集荷場所として指定し、そこでチェックすることも可能ですが（ただし、集荷場所までの輸送は補償されません）。

	海外搬出時	国内搬入時	国内搬出時	海外返却時
借り手の確認者				
貸し手の確認者				

※ 巡回展の場合は国内搬入時及び国内搬出時が随時追加される。

- 各確認者の所属・職名（○○美術館、××保存研究所、西洋絵画修復家等）を記してください。

(3) 運搬経路（国内及び国外）並びに日時及び便名等

別紙の様式で申請時（又は補償契約締結時）までに提出してください。

(4) 確認事項

以下の条件が守られるよう輸送に関する計画を作成、実行してください。

はい  いいえ

- 展示室における工事その他の必要な準備作業が完了するまでは、搬入等を行わないこと。特に塗装等の溶剤の使用後は、十分な時間を空けること。
- 搬出入時には必ず開催施設の責任ある学芸員が立ち会い、作業員等を指揮・監督すること。  
(クリエ、監修者等がいる場合には、その指示に従うこと。)
- 巡回展の場合には、それ以前の館で搬出入に立ち会ったものが、必ず立ち会うこと。
- 食品、薬品等の美術品の状態に影響を与えるものが同一のパレット内に混載することができないようすること。
- 一輸送あたりの美術品の評価額ができるだけ50億円以下となるようにすること。
- 美術品の状態を確認したときは、その記録を作成し、確認年月日及び確認者の氏名を記載すること。

(5) その他当該展覧会の運搬に関する特記事項

運搬・輸送に関する附帯条件等があれば記してください。（(3)の様式で記載した事項の重要な事項の抜き書き、その他）

(別紙)

以下の資料を1パッケージ（1輸送便）ごとに作成する。

1. 輸送番号、作品番号、作品の所在地及び評価額

輸送番号	作品番号	作品の所在地	評価額
			(日本円) (外国通貨)

※原則として評価額は50億円以下であること。

2. 輸送会社等

記号	輸送会社名	担当部所・連絡先	美術品輸送実績
A			
B			
C			

3. 輸送行程

海外発送から開催施設到着までの各行程（日時場所、便名、輸送会社名（記号）等）、及び開催施設発送から海外施設到着までの各行程等について記載する。

4. 補足情報・その他

当該輸送パッケージに係るクーリエ及び借り手の同乗の有無。運搬・取扱いに注意を要する作品とその具体的な注意点。1パッケージの総評価額が50億円を超える場合は、その理由をこの欄に記載すること。

# **実施報告書**

## **実施報告書一覧**

<b>表紙</b>	61
<b>1. 開催概要</b>	62
<b>2. 補償制度の活用による国民的利益に関する取組結果</b>	62
<b>3. 事故の有無・安全管理に関する事項（軽微な事故、ヒヤリハット事例も含む）</b>	63
<b>4. 紹介事例・今後の改善点等</b>	63
<b>5. 展覧会の収支決算書</b>	64

平成 年 月 日

## 実施報告書

文部科学大臣 殿

申請者（主催者代表）

団体名

代表者職・氏名

印

展覧会における美術品損害の補償に関する法律に基づき、平成 年 月 日に文部科学大臣と美術品の補償契約を締結した展覧会について、実施報告書を提出します。

## 1. 開催概要

展覧会名			
会期	〔※ 巡回した場合には、各美術館の会期を記載する。〕		
開催施設名	国立○○美術館 県立○○美術館	入場者数	○万人（国立○○美術館） ○万人（県立○○美術館）

(開催概要)

〔申請書の内容に記載した趣旨等が狙いどおりに適切に実施できたかどうかを記載する。〕

## 2. 補償制度の活用による国民的利益に関する取組結果

〔申請書の内容に記載した「1. 展覧会の概要に関する事項（3）報償制度活用による国民的利益」等が狙いどおりに適切に実施できたかどうかを記載する。〕

### 3. 事故の有無・安全管理に関する事項等（軽微な事故、ヒヤリハット事例も含む）

※ヒヤリハット事例とは、事故には至らなかつたものの、事故となつてもおかしくなかつた一步手前の事例をいう。文字通り突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりするもの。

### 4. 紹介事例・今後の改善点等

国民の優れた美術品を鑑賞する機会の充実という観点から、主催者の自己評価等を記載する。その際、他の美術館の参考となる好事例や改善点等を積極的に記載する。

## 5. 展覧会の収支決算書

主催者名 \_\_\_\_\_

(収入)

区分	内 訳	決算額 万円
展覧会収入	[入場料] 大人 (81,500円)	
	[図録売上] 1,500円/冊×5,000冊	
	[関連グッズ売上]	
	[その他]	
その他の収入	[協賛金・寄附金]	
	[補助金・助成金(開催分担金を含む)]	
	[その他]	
赤字	[補填内容]	
収入総額		

(支出)

区分	内 訳	決算額 万円
企画準備等基本経費	[借用料]	
	[謝金]	
	[保険料]	
	[輸送費]	
	[クリエイティブ等招聘費]	
	[図録制作費]	
	[その他印刷費]	
設営・運営等会場関係経費	[企画構成費]	
	[その他(交渉費・職員旅費等)]	
	[広告・宣伝費]	
	[展示施工費]	
	[会場事務費]	
利益	[監視・警備費]	
	[その他]	
[利益の使途]		
支出総額		

※1 各区分又は総額において、予算額と決算額において30%以上の開きがある場合は、その理由を別紙(任意様式)に記載する。

※2 利益が生じた場合は、その使途を必ず具体的に明記する。

※3 特に秘すべき事項がある場合には、公開用資料を別途作成し、適宜区分を整理又は工夫して提出する。

# **補償金支払請求書**

## **補償金支払請求書一覧**

<b>表紙</b>	.....	67
<b>1. 申請者に関する事項</b>	.....	68
<b>2. 損害の生じた美術品のリスト</b>	.....	69
<b>3. 損害の生じた美術品</b>	.....	70

## 補償金支払請求書

文部科学大臣 殿

申請者（主催者代表）

団体名

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付の補償契約を締結した\_\_\_\_\_展について、  
対象美術品に損害が発生したため、展覧会における美術品損害の補償に関する  
法律第4条に基づき、以下の資料を添えて支払を請求します。

1. 申請者に関する事項
2. 損害の生じた美術品リスト
3. 損害の生じた美術品
4. 損害の生じた美術品の最新の状態確認書（任意様式）

1. 申請者に関する事項

(1) 申請者（主催者代表）の名称、住所及び代表者の氏名

主催者の名称	代表者役職・氏名	主催者住所

(2) 主催者の担当者氏名、所属部署、連絡先

担当者所属・氏名	担当者連絡先（住所・電話・FAX・E-mail）

2. 損害の生じた美術品リスト

作品番号	美術品の名称（タイトル） 及び作者名	所有者名 (国名、所在都市)	約定評価額	損害額
1	アルルの寝室 フインセント・ファン・ゴッホ	オルセー美術館 (フランス、パリ)	(日本円)	(日本円)
			(外国通貨)	(外国通貨)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 必要に応じて、記入シートを増やすこと。最終ページの約定評価額、損害額の最下段にすべての美術品の合計額を日本円及び外国通貨で記載すること。

### 3. 損害の生じた美術品

展覧会における作品番号	所蔵館の登録番号 (ある場合)	作家のカタログレゾネ番号 (ある場合)

作品情報（種別、技法、作者名、タイトル[名称]、作成年、寸法、重量、材質、形状、その他の特徴）

1 種別  絵画  スケッチ  写真  陶磁器  彫刻  工芸品  書籍・典籍  その他 \_\_\_\_\_

2 技法 \_\_\_\_\_

3 作者名、タイトル[名称] \_\_\_\_\_

4 作成年 \_\_\_\_\_

4 寸法等 （重量、材質、形状等を含む）

5 その他の特徴 （支持具の有無、組み物、揃い物 等）

損害等の状態

事故が発生した経緯

事故による損害額の積算

作品の画像（撮影年月 年 月）

(写真画像等の添付)

※可能であれば作品の画像を収めたCD-ROM, USBメモリ等も提出する。

状況確認者 \_\_\_\_\_

# その他

## その他一覧

申請書類の変更の届出書 ······ 73

準備完了報告書 ······ 75

美術品政府補償契約の記載内容に関する同意書（例） ······ 76

平成 年 月 日

申請書類の変更の届出書

文部科学大臣 殿

申請者（主催者代表）

団体名

代表者職・氏名

印

展覧会における美術品損害の補償に関する法律に基づき、平成 年 月 日に文部科学大臣と美術品の補償契約を締結した展覧会について、別紙のとおり申請書類の変更を届け出ます。

別紙

【変更内容】

(内容を説明し、差し替える書類を別に添える)

【変更理由】

(具体的に説明する)

平成 年 月 日

準備完了報告書

文化庁長官官房政策課 美術品補償担当 殿

団体名・所属・氏名

文部科学大臣と補償契約を締結した展覧会の準備状況の完了を下記のとおり報告します。

記

1. これまで申請した内容どおりに準備が進んでいる。

はい いいえ

いいえの場合は、その内容を以下の枠内に記してください。

2. 到着した美術品の保存状態に特段の問題はない。

はい いいえ

いいえの場合は、その内容を以下の枠内に記してください。

3. 今後、申請内容どおりに展覧会を進める予定である。

はい いいえ

いいえの場合は、その内容を以下の枠内に記してください。

以上

美術品政府補償契約の記載内容に関する同意書（例）  
Written consent concerning the matters to be included  
in the Government Indemnity Contract

私は、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十三年法律第十七号)」に基づいて日本国政府と（展覧会の主催者）の間で締結された政府補償契約に記載されている事項に同意します。

I agree to the matters described in Government Indemnity Contract concluded between the Government of Japan and (Organizer of the exhibition) pursuant to "Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibition (Act No.17 of 2011)".

(展覧会の主催者) 殿  
To (Organizer of the exhibition)

年　　月　　日  
(Month, Day, Year)

(対象美術品の所有者)  
(Owner of subject works of art)  
団体名  
Corporate Name  
代表者職・氏名  
Representative Name

※1 同意書はこの様式例だけでなく、貸借契約書、Eメール及びFAXの写しその他の所有者の同意を確認できる書面をもって足りる。

※2 英訳は文化庁の試訳であり、適宜適切な翻訳を行った上で使用すること。

## 5. 契約關係資料等





## 政府補償証明書 Certificate for Government Indemnity

### ●展覧会名 :

Name of the exhibition:

### ●補償契約者 :

Name of the contracting institution of the indemnity contract:

### ●被補償者 :

Name of the beneficiary of the indemnification:

### ●対象美術品及び約定評価額 : 別添一覧表に記載

Subject works of art and agreed appraised value: as described in the attached Schedule

### ●補償期間 :

Time Period Indemnification:

- ・開始日 : 年 月 日 (補償開始予定日)  
Commencement date: Month, Day, Year (Scheduled commencement date of the indemnity)
- ・終了日 : 年 月 日 (補償終了予定日)  
Termination date: Month, Day, Year (Scheduled termination date of the indemnity)

### ●補償範囲の概要 :

Summary of coverage:

- ・通常の消耗、固有の瑕疵又は修復、復元若しくは修整の過程に生じた損害を除いて、偶然性のあるすべての外来事故によって直接に生じた物理的損害を補償する。

※ 保管中及び展示中のテロリズム危険及び地震・津波・噴火危険は補償範囲に含まれる。  
This Certificate indemnifies against All Risks of physical loss or damage from any external cause except normal wear and tear, inherent vice, or damage sustained due to or resulting from any repairing, restoration or retouching process.

Note: This includes terrorism risks while stored or exhibited and earthquake, tidal wave (Tsunami), volcanic eruption risks.

- ・対象美術品は、「壁から外されてから壁に掛け直されるまで」の間（通常の保存場所を離れ、当該保存場所又は所有者が指定する場所へ返却されるまでの間）、展示中及び展覧会の通常の輸送過程におけるすべての段階を含め補償の対象となる。

The subject works of art is covered on a “wall to wall” basis from the time it leaves its normal repository until returned thereto, or other point designated by the Owner, including while on exhibit and/or all stages in the ordinary course of transit of the exhibition.

- ・対象美術品が最大限の配慮をもって取り扱われることを前提として、文部科学大臣は補償契約者、所有者、梱包業者、輸送業者その他関係する団体に対しては、請求権を行使しない。

On the understanding that the subject works of art shall be properly handled with utmost care, the Minister of Education, Culture, Sports, Science, and Technology will not exercise the right of claim against the Contracting Institution, Owner, packers, transit operators or any other parties concerned.

- ・上記の規定は、付属条件に特に明記のない限り適用される。

The above provisions apply unless otherwise stated in the attached terms and conditions.

## 美術品の政府による補償に関する契約書（案）

文部科学大臣（甲）と補償契約者（乙）は、下記の内容の契約を締結するに同意します。

甲 文部科学大臣  
○ ○ ○ ○

乙 ○○美術館館長  
○ ○ ○ ○

○○新聞社  
○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

記

### <確認事項>

- 乙は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律の趣旨に則り、対象美術品を最大限の注意をもって取扱うとともに、補償契約に係る展覧会の適正な実施のために最善を尽くすこと。
- 乙は、甲に提出する申込書その他の書類に事実を記載し、その内容を遵守すること。
- 補償契約締結後であっても、乙は、甲が対象美術品の損害を防止するために必要と判断した指示及び指導に従うこと。
- 上記1から3までの事項に反する事実、その他政府の信頼を著しく損なう事実が生じた場合には、当分の間、乙は、美術品の政府による補償を受けられないこと。

### <補償契約の内容（抄）>

#### ●展覧会名：

#### ●証明書番号：

#### ●補償契約者（展覧会の主催者）：

#### ●被補償者（対象美術品の所有者）：別添一覧表に記載

#### ●対象美術品及び約定評価額：別添一覧表に記載

#### ●補償期間：

開始日： 年 月 日（補償開始予定日）  
(※又は実際に移動を開始した時のいずれか遅い日)  
終了日： 年 月 日（補償終了予定日）  
(※又は実際に返却された時のいずれか早い日)

#### ●補償範囲の概要：

- 通常の消耗、固有の瑕疵または修復、復元若しくは修整の過程に生じた損害を除いて、偶然性のあるすべての外来事故によって直接に生じた物理的損害を補償する。  
※ 保管中及び展示中のテロリズム危険及び地震・津波・噴火危険は補償範囲に含まれる。

・対象美術品は、「壁から外されてから壁に掛け直されるまで」の間（通常の保存場所を離れ、当該保存場所又は所有者が指定する場所へ返却されるまでの間）、展示中及び展覧会の通常の輸送過程におけるすべての段階を含め補償の対象となる。

・対象美術品が最大限の配慮をもって取り扱われることを前提として、甲は、補償契約者、所有者、梱包業者、輸送業者その他関係する団体に対しては、請求権行使しない。

・ただし以下の免責事由を除く。

#### ●免責事由（抄）：

- 補償契約者及び被補償者の故意又は重大な過失によって生じる滅失、損傷又は費用
- 対象美術品の通常の漏損、重量若しくは容積の通常の減少又は自然の消耗
- この補償の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの対象美術品の梱包又は準備が、不十分又は不適切であることによって生じる滅失、損傷又は費用
- 対象美術品の固有の瑕疵又は性質によって生じる滅失、損傷又は費用
- 対象美術品の安全な輸送に適さない航空機、輸送用具又はコンテナを使用したことによって生じる滅失、損傷又は費用
- 輸送の遅延によって生じる滅失、損傷又は費用（遅延が補償対象損害によって生じた場合も含む。）
- 航空機の所有者、管理者、用機者（チャータラー）又は運航者の支払不能又は金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷又は費用
- 放射能汚染並びに化学兵器、生物兵器、生物科学兵器及び電磁気兵器の使用によって生じる滅失、損傷又は費用
- 陸上における戦争、内乱、革命、謀反、反乱若しくはこれらから生じる国内闘争、又は敵対勢力によって若しくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為
- 直接であると間接であるとを問わず、損害を与える手段としてコンピューター、コンピューターシステム、コンピューターソフトウェアプログラム、悪意あるコーディング、コンピューターウィルス、電子処理又は他の電子システムの使用又は操作によって生じる滅失、損傷又は費用

## 補償契約約款（案）

### 第一章 総 則

（この約款の内容）

第一条 この約款は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号。以下「法」という。）の規定に基づく美術品損害政府補償契約の約款とする。

（定義）

第二条 この約款における次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 補償契約者：展覧会の主催者
- 二 被補償者：対象美術品の所有者
- 三 対象美術品：補償契約の対象となる美術品で別添一覧表に記載のもの
- 四 約定評価額：対象美術品の価額として文部科学大臣（以下「甲」という。）、補償契約者（以下「乙」という。）及び対象美術品の所有者（以下「丙」という。）間で同意の上別添一覧表に記載の価額

### 第二章 補償内容

（補償対象損害）

第三条 甲は、第五条の免責事由が適用される場合を除いて、すべての偶然の事故によって直接的に対象美術品に生じた物理的損害（以下「補償対象損害」という。）について補償金を支払う。

2 対象美術品が補償対象損害によって次の各号に掲げる状態になった場合は、対象美術品に全損があったものとする。

- 一 対象美術品が滅失したか又はこれに類する大損害を受けた場合
- 二 丙が当該対象美術品を喪失して回収の見込みがない場合
- 三 対象美術品を積載している航空機の行方が不明となり、対象美術品が滅失したと合理的に判断される場合（ただし、その行方が不明な補償対象損害以外の事故によるものと推定される場合を除く。）
- 3 対象美術品が複数の航空機、自動車又は鉄道車両に分載されている期間中は、その1機、1台又は1両ごとに前項各号の規定を適用する。
- 4 補償対象損害によって損傷を被った対象美術品が修復できる場合は、補償対象損害の額は修復実費及び修復後の減価の合計額（当該合計額が約定評価額を超える場合にあっては、約定評価額）とする。

（組み物・揃い物）

第四条 対象美術品が組み物又は揃い物の場合（組み又は揃いを構成する各個品にそれぞれ約定評価額が定められている場合を除く。）は、組み又は揃いを構成する各個品の重要性を考慮に入れて組み又は揃い全体の減価割合相当部分を補償対象損害の額とするが、一組み又は一揃いの全損とは評価しない。

（免責事由）

第五条 甲は、次のいずれかに該当する事由によって生じる滅失又は損傷に対しては、補償金を支払わない。

一 乙、丙（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関をいう。）又はこれらの者の法定代理人若しくは使用人（本約款においては、「使用人」には独立した請負業者を含まない。以下同じ。）の故意又は重大な過失によって生じる滅失、損傷又は費用

二 対象美術品の通常の漏損、重量若しくは容積の通常の減少又は自然の消耗

三 この補償の対象となる輸送に通常生じる出来事に堪えることができるはずの対象美術品の梱包又は準備が、不十分又は不

適切であることによって生じる滅失、損傷又は費用。ただし、その梱包又は準備が、乙、丙若しくはその使用人によって行われる場合又はこの補償の危険開始前に行われる場合に限る。

四 対象美術品の固有の瑕癖又は性質によって生じる滅失、損傷又は費用

五 対象美術品の安全な輸送に適さない航空機、輸送用具又はコンテナを使用したことによって生じる滅失、損傷又は費用。ただし、これらの輸送用具への積込みが、この補償の危険開始前に行われる場合、又は乙、丙若しくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合に限る。

六 輸送の遅延によって生じる滅失、損傷又は費用。（遅延が補償対象損害によって生じた場合も含む。）

七 航空機の所有者、管理者、用機者（チャータラー）又は運航者の支払不能又は金銭債務不履行によって生じる滅失、損傷又は費用。ただし、対象美術品を航空機に積み込むときに、乙又は丙がそのような支払不能又は金銭不履行が、その輸送の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、又は通常の業務上当然知っているべきである場合に限る。

八 直接であると間接であるとを問わず、下記の事由から生じる滅失、損傷、責任又は費用。

イ 一切の核燃料、核廃棄物又は核燃料の燃焼による電離放射線又は放射能汚染

ロ 一切の原子力設備、原子炉その他の原子力構造物又はそれらの原子力構成部分の持つ放射能の有毒性、爆発性その他の危険性又は汚染させる性質

ハ 原子核分裂、原子核融合若しくは他の同種の反応又は放射線若しくは放射性物質を利用する一切の武器若しくは装置

ニ 一切の放射性物質の有毒性、爆発性その他の危険性又は汚染させる性質。本号の免責規定は、核燃料以外のラジオ・アイソトープ（放射性同位体）には、それが商業用、農業用、医療用、科学用その他の同様な平和的目的のために作られ、輸送され、保管され、又は使用される場合に限り、適用されない。

ホ 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器又は電磁器兵器の使用

九 地上において下記の事由から生じる滅失、損傷又は費用

イ 戦争、内乱、革命、謀反、反乱若しくはこれらから生じる国内闘争、又は敵対勢力によって若しくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為

ロ 上記イの危険から生じる捕獲、拿捕、拘束、抑止又は拘留及びこれらの結果又はこれら的一切の企図

ハ 遺棄された機雷、魚雷、爆弾その他の遺棄された兵器

十 直接であると間接であるとを問わず、損害を与える手段としてコンピューター、コンピューターシステム、コンピューターソフトウェアプログラム、悪意あるコーディング、コンピューターウィルス、電子処理その他電子システムの使用又は操作によって生じる滅失、損傷又は費用。ただし、発進若しくはガイダンスシステム又は武器若しくはミサイルの発射メカニズムにおけるコンピューター、コンピューターシステム、コンピューターソフトウェアプログラムその他電子システムの使用から生じる滅失については適用しない。

（補償期間）

第六条 補償期間は、対象美術品が展示場所への発送のために、対

象美術品の保管場所において壁から外し始められたとき、棚から取り出され始めたとき、その他の方法で移動を開始したとき、又は補償契約証明書に記載された補償開始日のいずれか遅いときに始まり、輸送、梱包、開梱、展示、一時保管等の通常の輸送過程を経て対象美術品が丙の指示する保管場所の壁、棚その他の置き場所に引き渡したとき、又は補償契約証明書に記載された補償終了日のいずれか早いときに終わる。ただし、補償期間内において、最初の梱包時に対象美術品の詳細な状態について記載した報告書（以下「状態報告書（Condition Report）」という。以下同じ。）が作成されるまでは、いかなる対象美術品も本補償契約によって補償されない。

- 2 第十七条第一項の規定に基づいて、輸送過程等の変更について甲、乙及び丙が同意したときは、補償期間を延長できるものとする。

（約定評価額）

第七条 対象美術品の約定評価額は、対象美術品の価額として、甲、乙及び丙間で同意の上別添一覧表に記載した価額とする。

- 2 乙は、対象美術品について補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約を締結するとともに、当該対象美術品ごとの約定保険価額を前項の約定評価額と同一の額とするものとする。

- 3 第三条の補償対象損害の額は、当該約定評価額に基づいて算定する。

（補償金の支払の限度）

第八条 甲がこの契約により支払う補償金は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいづれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が950億円を超える場合にあっては950億円とする。）を限度とする。

- 一 次号以外の補償対象損害（以下「通常損害」という。）の合計額が50億円を超える場合は、その超える額

- 二 次に掲げる補償対象損害（以下「特定損害」という。）の合計額が1億円を超える場合は、その超える額

イ 地震又は噴火による火災、破裂又は爆発（破裂又は爆発とは、気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいう。）によって生じた損害

ロ 地震又は噴火によって生じた損壊、埋没又は流失の損害

ハ 地震又は噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

ニ テロリズム（合法的あるいは非合法に設立された一切の政体を、武力又は暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者（政治的、思想的又は宗教的動機から活動する一切の者を含む。）の行為）によって生じた損害

- 2 2以上の事故が1展覧会の期間中において発生するときは、補償対象損害の額は、それらすべての事故の損害の総額とする。

（個々の補償金の額の算定方法）

第九条 個々の対象美術品ごとに支払う補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる場合（本条第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における通常損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額は、以下の数式により算出する。

$$(\text{通常損害の額の合計額} - 50\text{億円})(※) \times \frac{\text{個々の美術品について生じた通常損害の額}}{\text{通常損害の額の合計額}}$$

※当該額が950億円を超える場合は950億円

- 二 前条第一項第二号に掲げる場合（本条第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における特定損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額は、以下の数式により算出する。

$$(\text{特定損害の額の合計額} - 1\text{億円})(※) \times \frac{\text{個々の美術品について生じた特定損害の額}}{\text{特定損害の額の合計額}}$$

※当該額が950億円を超える場合は950億円

- 三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる場合のいづれにも該当する場合における補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額は、以下の数式により算出する。

$$(\text{補償対象損害の額の合計額} - 51\text{億円})(※) \times \frac{\text{個々の美術品について生じた補償対象損害の額}}{\text{補償対象損害の額の合計額}}$$

※当該額が950億円を超える場合は950億円

（外国通貨による支払等）

第十条 対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合における補償金の支払は、当該外国通貨で行うものとする。

- 2 前項の場合における前二条の規定の適用に係る外国通貨と本邦通貨との間の換算は、別表に定める外国貨幣換算率を用いて行うものとする。

第三章 補償契約の無効等

（補償契約の無効）

第十一條 乙が、補償金を不法に取得する目的若しくは第三者に補償金を不法に取得させる目的をもって締結した補償契約は無効とする。

（補償契約の失効）

第十二条 補償契約締結後、次のいづれかに該当する場合には、その事実が発生した対象美術品については、当該補償契約は効力を失う。

- 一 補償対象損害以外の事故により、第三条第二項各号に掲げる状態になった場合

- 二 対象美術品が譲渡された場合。ただし、乙又は丙がその旨を甲に申し出て、甲の承認を得た場合を除く。

（補償契約の取消し）

第十三条 乙又は丙の詐欺又は強迫によって甲が補償契約を締結した場合には、甲は、乙に対する書面による通知をもって、この補償契約を取消すことができる。

（重大事由による補償契約の解除）

第十四条 甲は、次のいづれかに該当する事由がある場合には、乙に対する書面による通知をもって、この補償契約を解除することができる。

- 一 乙又は丙が、甲にこの補償契約に基づく補償金を支払わせることを目的として被害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

- 二 丙が、この補償契約に基づく補償金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

- 三 前二号に掲げるもののほか、乙又は丙が、前二号の事由がある場合と同程度に甲のこれらの者に対する信頼を損ない、この補償契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- 2 前項の規定による解除が補償対象損害による損害の発生した後になされた場合であっても、前項各号の事由が生じた時から解除がなされる時までに発生した補償対象損害による損害に対しては、甲は、補償金を支払わない。この場合において、すでに補償金を支払っていたときは、甲は、その返還を請求することができる。

（補償契約解除の効力）

第十五条 補償契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

#### 第四章 補償契約者の義務

##### (告知義務)

第十六条 乙又は丙は、補償契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいう。以下同じ。）に関する重要な事項のうち、補償契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって甲が告知を求めたもの（以下「告知事項」という。）について、甲に事実を正確に告げなければならない。

- 2 甲は、補償契約締結の際、乙又は丙が、告知事項について、故意又は重大な過失によって事実を告げなかった場合又は事実と異なることを告げた場合は、乙に対する書面による通知をもって、この補償契約を解除することができる。
- 3 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。
  - 一 前項に規定する事実がなくなった場合
  - 二 甲が補償契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合又は過失によってこれを知らなかった場合
  - 三 乙又は丙が、補償対象損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を甲に申し出て、甲がこれを承認した場合。
- 4 本条第二項の規定による解除が補償対象損害の発生した後になされた場合であっても、甲は、補償金を支払わない。この場合において、すでに補償金を支払っていたときは、甲は、その返還を請求することができる。
- 5 前項の規定は、本条第二項に規定する事実に基づかず発生した補償対象損害については適用しない。

##### (通知義務)

第十七条 補償契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、乙、丙又はこれらの者の使用人は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を甲に申し出て、承認を請求しなければならない。

- 一 補償証券記載の発送地、積込港、荷卸港若しくは仕向地を変更し、若しくは変更しようとしてその実行に着手すること、又は輸送用具が順路外へ出ること。
  - 二 対象美術品が補償証券記載の輸送用具以外のものに積込まれ、又は積替えられること。
  - 三 輸送の開始又は遂行が著しく遅延すること。
  - 四 前三号までの事実のほか、補償契約申請書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。
- 2 前項の事実がある場合であって、危険の増大が認められるときは、甲は、その事実について承認を請求する書面を受領したと否とを問わず、乙に対する書面による通知をもって、この補償契約を解除することができる。
- 3 本条第一項に規定する手続を怠った場合には、甲は、本条第一項の事実が発生したときから甲が承認を請求する書面を受領するまでの間に生じた補償対象損害に対しては、補償金を支払わない。
- 4 前項の規定は、本条第一項の事実に基づかず発生した補償対象損害については適用しない。

##### (報告の徵収)

第十八条 乙は、甲がこの契約の履行に必要な限度において、当該展覧会の実施状況について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

2 乙が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、甲は、乙に対する書面による通知をもって、この補償契約を解除することができる。

##### (丙の同意書の提出)

第十九条 乙は、補償契約締結後速やかに、丙に対し、当該補償契約書の記載内容を説明するとともに、丙が当該補償契約の利益を享受すること及び当該補償契約の記載内容に関する同意書を得て、その写しを甲に対して提出しなければならない。

- 2 当該同意書の写しが甲に提出されるまでは、当該補償契約はその効力を生じない。

##### (対象美術品の状態報告書の作成)

第二十条 乙又は乙の代理人は、補償期間の開始前に状態報告書（Condition Report）を作成するとともに、対象美術品の借受時、梱包及び開梱時並びに返却時に、学芸員その他の美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する者に對象美術品の状態を確認させ、その記録（Condition Check）を作成及び保管しなければならない。

##### (損害発生の通知義務)

第二十一条 乙又は丙は、補償対象損害の発生又はその疑いを知ったときは、遅滞なく、甲に対し、その旨の通知を発しなければならない。

- 2 対象美術品について損害が生じた場合は、甲は、事故が生じた対象美術品又は事故の状況を調査することができる。
- 3 乙又は丙が、正当な理由なく本条第一項の規定に違反した場合は、甲は、それによって甲が被った損害の額を差し引いて補償金を支払う。

##### (損害防止義務)

第二十二条 乙、丙又はこれらの者の使用人は、補償対象損害が発生したことを知った場合は、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。乙、丙又はこれらの者の使用人が損害の防止の義務を履行しなかった場合は、甲は、損害の額から損害の発生及び拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を基礎として、補償金の額を決定する。

- 2 乙、丙又はこれらの者の使用人は、第三者に対して、損害についての賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その請求権の保全又は行使に努めなければならない。乙、丙又はこれらの者の使用人が第三者に対する請求権の保全又は行使に必要な手続の義務を履行しなかった場合は、甲は、その請求権の行使によって、損害の額から第三者から給付を受けることができたと認められる額を差し引いた残額を基礎として、補償金の額を決定する。

##### (実施報告書の提出)

第二十三条 乙は、補償契約の期間終了後三月以内に次に掲げる事項を記載した実施報告書を提出しなければならない。

- 一 補償契約に係る展覧会の開催結果に関する事項
- 二 補償契約に係る展覧会の収支決算に関する事項
- 三 その他甲が必要と認める事項

#### 第五章 補償金の請求及び支払

##### (補償金の請求)

第二十四条 丙の甲に対する補償金請求権は、補償対象損害による損害が発生したときから発生し、これを行使することができる。ただし、補償金の支払の請求は、原則として乙を経由して行うものとする。

- 2 前項の請求に当たっては、乙は、次の書類又は証拠のうち、甲が求めるものを甲に提出しなければならない。
  - 一 補償金の請求書
  - 二 損害見積書
  - 三 その他甲が補償金の支払に必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類又は証拠として補償契約の申請要領において定めたもの
- 3 甲は、事故の内容又は損害の額等に応じ、乙又は丙に対して、

前項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又は甲が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、甲が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

- 4 乙又は丙が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合又は本条第二項の書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類又は証拠を偽造し若しくは変造した場合は、甲は、それによって甲が被った損害の額を差し引いて補償金を支払う。

(補償金の支払時期)

第二十五条 乙が前条の規定に基づいて補償金の請求手続を完了したときは、甲は、ただちに補償金を支払うために必要な事項を確認するとともに、補償金額について甲、乙及び丙の間で合意に達し、補償金を支払うための政府内の財政上の手続を完了した後、速やかに補償金を支払うこととする。

- 2 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、乙又は丙が正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、補償金は減額又は支払われないものとする。

(時効)

第二十六条 補償金請求権は、第二十四条（補償金の請求）第一項に定めるとときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

(請求権代位)

第二十七条 損害が生じたことにより丙が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、甲がその損害に対して補償金を支払ったときは、その債権は甲に移転する。ただし、移転するのには次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度とする。

- 一 甲が支払った補償金の額  
二 丙が取得した債権の額
- 2 乙及び丙は、前項の規定により甲が取得する債権の保全及び行為並びにそのために甲が必要とする証拠及び書類の入手に協力

しなければならない。この場合において、甲に協力するために必要な費用は、乙の負担とする。

(請求権の不行使)

第二十八条 本契約期間内において対象美術品が最大限の配慮をもって取り扱われることを前提として、梱包時、輸送時及び展示時における損害について、乙、丙、梱包業者、輸送業者及びその他の関係する団体に対しては、甲は請求権を行使しない。

(残存物代位)

第二十九条 甲が補償対象損害による損害に対して補償金を支払った場合でも、対象美術品の残存物について丙が有する所有権その他の物権は、甲がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、甲に移転しない。

(買い戻し)

第三十条 対象美術品が盗難にあったことにより甲が補償金を支払った場合であって、後に当該対象美術品が発見されたときは、丙は、発見から30日以内の書面による意思表示により、甲が支払った補償金の額にその他甲が取得に要した額を加えた額をもって甲が取得した所有権を買い戻すことができる。

(補償金支払後の補償契約)

第三十一条 対象美術品に第三条第二項に定める全損があった場合は、補償契約のうち当該対象美術品に係る部分については、その補償金支払の原因となった損害の発生したときに終了する。

第六章 雜則

(訴訟の提起)

第三十二条 この補償契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとする。

(準拠法)

第三十三条 この補償契約に関する事項については、日本国の法令に準拠する。

■別添一覧表（補償の対象となる美術品リスト）

番号	作品の名称	種別	所有者（国名）	約定評価額
1	○○	絵画	○○美術館 (アメリカ合衆国)	○○○ドル
2	○○	彫刻		
3	○○	他		
	・ ・ ・			

■外国貨幣換算率

- 1 ドル =
- 1 ユーロ =
- 1 ポンド =

## (Draft) Contract on Government Indemnity for Works of Art (English translation)

The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (hereinafter referred to as "Minister") and the Contracting Institution of the Indemnity Contract (hereinafter referred to as "Contracting Institution") hereby agree to enter into a contract as described below.

Indemnitor:

Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Contracting Institution: Director of xx Art Museum XXX XXX  
Xx Newspaper Company

(Month, Day, Year)

### Confirmation of Details

1. The Contracting Institution and the Owner shall handle the subject works of art with the utmost care and shall endeavor to properly implement the exhibition pertaining to the Indemnity Contract in accordance with the intent of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions.
2. The Contracting Institution shall describe the facts in the written application and other documents to be submitted to the Minister, and shall abide by its contents.
3. Even after the conclusion of the Indemnity Contract, the Contracting Institution shall follow the instructions and guidance deemed to be necessary by the Minister in order to prevent damage to the subject works of art.
4. Where facts contrary to the matters given in the abovementioned 1 to 3 or other facts which seriously undermine the confidence of the Government emerge, the Contracting Institution shall not be covered by indemnity for the works of art from the Government for the time being.

### Details of the Indemnity Contract (Abstract)

Name of the exhibition:

Certificate number:

Name of the Contracting Institution of the Indemnity Contract (organizer of the exhibition):

Name of the beneficiary of the indemnification (owner of the subject works of art): as described in the attached Schedule:

Subject works of art and agreed appraised value; as described in the attached Schedule:

Time Period of Indemnification:

Commencement date: Month, Day, Year (Scheduled commencement date of the indemnity)

(N.B. or date of when the articles are removed for the purpose of shipment, whichever occurs later)

Termination date: Month, Day, Year (Scheduled

termination date of the indemnity)

(N.B. or the date of actual return, whichever occurs earlier)

Summary of coverage:

- This Certificate indemnifies against All Risks of physical loss or damage from any external cause except normal wear and tear, inherent vice, or damage sustained due to or resulting from any repairing, restoration or retouching process.

Note: This includes terrorism risks while stored and exhibited and earthquake, tidal wave (Tsunami), volcanic eruption risks.

- The subject works of art is covered on a "wall to wall" basis from the time it leaves its normal repository until returned thereto, or other point designated by the Owner, including while on exhibit and/or all stages in the ordinary course of transit of the exhibition.
- On the understanding that the subject works of art shall be properly handled with utmost care, the Minister will not exercise the right of claim against the Contracting Institutions, Owner, packers, transit operators or any other parties concerned.
- Provided however that the following grounds for exclusion are allowed.

Exclusions (Abstract):

- (1) Loss damage or expense attributable to willful misconduct or gross negligence of the institution to the contract and the beneficiary of the indemnification.
- (2) The ordinary leakage, ordinary loss in weight or volume, or ordinary wear and tear of the subject works of art.
- (3) Loss damage or expense caused by insufficiency or unsuitability of packing or preparation of the subject works of art that should be able to withstand the ordinary incidents of the transit which is the subject of the indemnity.
- (4) Loss damage or expense caused by an inherent vice or nature of the subject works of art.
- (5) Loss damage or expense arising from use of an aircraft, carriage conveyance or container which is unfit for the safe carriage of the subject works of art.
- (6) Loss damage or expense caused by delay in the carriage (including cases where the delay is caused by damage covered by indemnity).
- (7) Loss damage or expense caused by insolvency or financial default of the owner, manager, charterer or operator of the aircraft.
- (8) Radioactive contamination or loss damage or expense caused by use of chemical, biological, bio-chemical and electromagnetic weapons.
- (9) War, civil war, revolution, rebellion or insurrection, or civil strife arising therefrom, or any hostile act by or against a belligerent power on land.
- (10) Loss damage liability or expense directly or indirectly caused by or contributed to by or arising from the use or operation, as a means for inflicting harm, of any computer, computer system, computer software programme, malicious code, computer virus or process or any other electronic system.

## (Draft) Indemnity Contract Clauses (English translation)

### **Chapter I General Provisions**

#### **Article 1 (Contents of the Clauses)**

These clauses shall be the clauses of the Government Indemnity Contract for Damage to Works of Art pursuant to the provisions of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Act No. 17 of 2011; hereinafter referred to as "Act").

#### **Article 2 (Definitions)**

The definitions of the following terms in these clauses shall each be as given below.

- (1) Contracting Institution: organizer of the exhibition
- (2) Owner: owner of the subject works of art
- (3) Subject works of art: work of art covered by the Indemnity Contract and as given in the attached Schedule.
- (4) Agreed appraised value: value given in the attached Schedule which has been agreed to by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (hereinafter referred to as "Minister"), the Contracting Institution of the Indemnity Contract (hereinafter referred to as "Contracting Institution") and the owner of the subject works of art (hereinafter referred to as "Owner") as the value of the subject works of art.

### **Chapter II Contents of Indemnity**

#### **Article 3 (Damage Covered by Indemnity)**

1. The Minister shall pay indemnification for all physical damage (hereinafter referred to as "damage covered by indemnity") caused directly to the subject works of art through any contingent incident except for cases to which the exclusions of Article 5 apply.
2. Where the subject works of art comes under the state given in the following items owing to damage covered by indemnity, the subject works of art shall be deemed to have been totally lost.
  - (1) The subject works of art has been destroyed or where it has incurred great damage similar thereto.
  - (2) The Owner has lost the subject works of art and there is no chance of its recovery.
  - (3) The aircraft on which the subject works of art was loaded has gone missing and it is reasonable to believe that the subject works of art has been lost (provided, however, that this excludes cases where it is presumed that the aircraft went missing owing to an incident other than through damage covered by indemnity).
3. For the duration that the subject works of art are loaded separately on multiple aircraft, automobiles, railway trains, the provisions of the items of the preceding paragraph shall apply separately to each aircraft, automobile, or train.
4. Where it is possible to repair the subject works of art which has incurred injury through damage covered by indemnity, the amount of damage covered by indemnity shall be the sum total of the actual cost of the repair and the depreciated value after

the repair (in cases where such sum total exceeds the agreed appraised value, the agreed appraised value).

#### **Article 4 (Pair and Set)**

Where the subject works of art is part of a pair or set (except for cases where each part constituting the pair or set has a separate agreed appraised value), taking the importance of each separate part constituting the pair or set into consideration, the part corresponding to the depreciation of the whole pair or set shall be the amount of damage covered by indemnity, but it shall not be evaluated as the loss of the entire pair or set.

#### **Article 5 (Exclusions)**

The Minister shall not pay indemnification for any loss or damage resulting from any of the grounds coming under the following items:

- (1) Loss damage or expense attributable to willful misconduct or gross negligence of the institution to the contract (hereinafter referred to as "Contracting Institution"), the beneficiary of the indemnification (hereinafter referred to as "Owner") (where these persons are juridical persons, the administrative officer, director or any other organization which executes the business of the juridical person; hereinafter the same shall apply) or their statutory agent or employee (for the purpose of these clauses, a subcontractor shall not be included in the "employees"; hereinafter the same shall apply).
- (2) The ordinary leakage, ordinary loss in weight or volume, or ordinary wear and tear of the subject works of art.
- (3) Loss damage or expense caused by insufficiency or unsuitability of packing or preparation of the subject works of art that should be able to withstand the ordinary incidents of the transit which is the subject of the indemnity; provided, however, that this is limited to where the packing or preparation is carried out by the Contracting Institution, the Owner or their employees or prior to the attachment of the indemnity.
- (4) Loss damage or expense caused by an inherent vice or nature of the subject works of art.
- (5) Loss damage or expense arising from use of an aircraft, carriage conveyance or container which is unfit for the safe carriage of the subject works of art; provided, however, that this is limited to where the loading therein or thereon is carried out prior to the attachment of this indemnity or by the Contracting Institution, the Owner or their employees and they are privy to such unfitness at the time of loading.
- (6) Loss damage or expense caused by delay in the carriage (including cases where the delay is caused by damage covered by indemnity).
- (7) Loss damage or expense caused by insolvency or financial default of the owner, manager, charterer or operator of the aircraft; provided, however, that this is limited to where, at the time of the loading of the subject works of art onto the aircraft, the Contracting Institution or the Owner was aware,

or in the ordinary course of business should have been aware, that such insolvency or financial default could prevent the normal prosecution of transit.

(8) Loss damage liability or expense directly or indirectly caused by or contributed to by arising from

(A) ionising radiations from or contamination by radioactivity from any nuclear fuel or from any nuclear waste or from the combustion of nuclear fuel.

(B) the radioactive, toxic, explosive or other hazardous or contaminating properties of any nuclear installation, reactor or other nuclear assembly or nuclear component thereof.

(C) any weapon or device employing atomic or nuclear fission and/or fusion or other like reaction or radioactive force or matter.

(D) the radioactive, toxic, explosive or other hazardous or contaminating properties of any radioactive matter. The exclusion in this sub-clause does not extend to radioactive isotopes, other than nuclear fuel, when such isotopes are being prepared, carried, stored, or used for commercial, agricultural, medical, scientific or other similar peaceful purposes.

(E) Use of any chemical, biological, bio-chemical or electromagnetic weapon.

(9) Loss damage or expense on land caused by

(A) War, civil war, revolution, rebellion or insurrection, or civil strife arising therefrom, or any hostile act by or against a belligerent power .

(B) capture seizure arrest restraint or detainment, arising from risks covered under (A) above, and the consequences thereof or any attempt thereat.

(C) derelict mines torpedoes bombs or other derelict weapons of war.

(10) Loss damage liability or expense directly or indirectly caused by or contributed to by or arising from the use or operation, as a means for inflicting harm, of any computer, computer system, computer software programme, malicious code, computer virus or process or any other electronic system. However losses arising from the use of any computer, computer system or computer software programme or any other electronic system in the launch and/or guidance system and/or firing mechanism of any weapon or missile shall not applied in the above mentioned.

#### Article 6 (Duration of the Indemnity)

1. The duration of the indemnity attaches either from the time the subject works of art is first removed from the wall or first taken from the shelf of the storage place of the subject works of art or is first transferred in some other manner for the purpose of shipment from the location on the premises of the Owner or Custodian in a foreign country to the exhibition place, or from the day of commencement of the indemnity given in the certificate of contract on indemnity, whichever shall occur later, and after passing through the ordinary course of transit, packing, unpacking, display, temporary storage, etc., terminates either on the subject works of art being delivered to the wall, shelf or other place of the storage place instructed by the Owner, or the day of termination of the indemnity given in the certificate of contract on indemnity, whichever shall occur

earlier; provided, however, that all of the subject works of art shall be covered for indemnity under this Indemnity Contract until a report describing the detailed condition of the subject works of art at the time of the first packing (hereinafter referred to as "condition report") has been prepared within the indemnity period.

2. Pursuant to the provisions of Article 17, paragraph 1, if the Minister, Contracting Institution and Owner have agreed to changes in the course of transit or other matters, the indemnity period may be extended.

#### Article 7 (Agreed Appraised Value)

1. The agreed appraised value of the subject works of art shall be the amount given in the attached Schedule on an agreement between the Minister, Contracting Institution and Owner as the value of the subject works of art.

2. The Contracting Institution shall enter into a damages insurance contract in order to cover the amount left after deducting the amount indemnified through the Indemnity Contract out of the amount of damage covered by indemnity with regard to the subject works of art, and the agreed insurance value of each individual subject works of art shall be the same amount as the agreed appraised value of the preceding paragraph.

3. The amount of damage covered by indemnity of Article 3 shall be calculated based on such agreed appraised value.

#### Article 8 (Limit of the Indemnity)

1. The indemnification to be paid by the Minister pursuant to this Contract shall be limited to the amount provided for in each item in the cases given in the following items (in cases coming under all of the cases given in such items, the sum total of the amount prescribed in each item and, where the amount provided for in each item or the sum total is in excess of ninety-five billion (95,000,000,000) yen, the limit shall be ninety-five billion (95,000,000,000) yen).

(1) Where the sum total of the damage covered by indemnity (hereinafter referred to as "general damage") except for that given in the following item is in excess of five billion (5,000,000,000) yen, such excess amount.

(2) Where the sum total of the damage covered by indemnity (hereinafter referred to as "specified damage) given in the following sub-items is in excess of one hundred million (100,000,000) yen, such excess amount.

(a) Damage incurred through a fire, rupture or explosion caused by an earthquake or eruption (rupture or explosion means the destruction or such phenomenon accompanying the rapid expansion of gases or vapor).

(b) Damage of destruction, burial or washing away caused by an earthquake or eruption.

(c) Damage incurred through a tsunami, flooding or some other water disaster owing to an earthquake or eruption.

(d) Damage incurred through terrorism (any act of a person acting on behalf of or in connection with any organization, which carries out activities directed towards the overthrowing or influencing, by force or violence, of any government whether or not legally constituted (including any person acting from a political, ideological, or religious

motive.))

2. If two or more incidents occur during the period of one exhibition, the amount of damage covered by indemnity shall be the total amount of the damage of all of the incidents.

#### Article 9 (Method of Calculating Each Individual Amount of Indemnification)

The amount of indemnification to be paid for each individual subject works of art shall be the amount prescribed in each respective item in accordance with the categories given in the following items.

- (1) The amount of indemnification for each subject works of art which incurred general damage in the cases given in paragraph 1, item (1) of the preceding Article (except for cases coming under the cases given in item (3) of this Article) shall be calculated based on the following formula:

$$\frac{\text{Sum total of the amount of general damage} - 5 \text{ billion yen}}{\text{Sum total of the amount of general damage}} \times \frac{\text{Amount of general damage incurred with regard to each individual work of art}}{\text{Sum total of the amount of general damage}}$$

N.B. In cases where the sum total of the amount of general damage minus 5 billion yen exceeds 95 billion yen, 95 billion yen.

- (2) The amount of indemnification for each subject works of art which incurred specified damage in the cases given in paragraph 1, item (2) of the preceding Article (except for cases coming under the cases given in item (3) of this Article) shall be calculated based on the following formula:

$$\frac{\text{Sum total of the amount of specified damage} - 100 \text{ million yen}}{\text{Sum total of the amount of specified damage}} \times \frac{\text{Amount of specified damage incurred with regard to each individual work of art}}{\text{Sum total of the amount of specified damage}}$$

N.B. In cases where the sum total of the amount of specified damage minus 100 million yen exceeds 95 billion yen, 95 billion yen.

- (3) The amount of indemnification for each subject works of art which incurred damage covered by indemnity in the cases coming under both cases given in paragraph 1, item (1) and item (2) of the preceding Article shall be calculated based on the following formula:

$$\frac{\text{Sum total of the amount of damage covered by indemnity} - 5.1 \text{ billion yen}}{\text{Sum total of the amount of damage covered by indemnity}} \times \frac{\text{Amount of damage covered by indemnity incurred with regard to each individual work of art}}{\text{Sum total of the amount of damage covered by indemnity}}$$

N.B. In cases where the sum total of the amount of damage covered by indemnity minus 5.1 billion yen exceeds 95 billion yen, 95 billion yen.

#### Article 10 (Payment in a Foreign Currency)

1. The payment of indemnification in cases where the agreed appraised value of the subject works of art is stipulated in a foreign currency shall be made in such foreign currency.
2. The conversion between the foreign currency and the Japanese currency pertaining to the application of the provisions of the two preceding Articles in the cases of the preceding paragraph shall be made using the foreign currency exchange rate

provided for in the attached Schedule.

### Chapter III Invalidation, Etc., of Indemnity Contracts

#### Article 11 (Invalidation of the Indemnity Contract)

Indemnity contracts which have been entered into by the Contracting Institution for the purpose of illegally obtaining indemnification or for the purpose of having a third party illegally obtain indemnification shall be invalid.

#### Article 12 (Loss of Effect of the Indemnity Contract)

Following the conclusion of the contract, if the subject works of art comes under any of the following items, the Indemnity Contract shall lose its effect with regard to the subject works of art for which such fact emerged.

- (1) It has fallen into the state given in any of the items of Article 3, paragraph 2 through an incident other than damage covered by indemnity.
- (2) The subject works of art has been assigned; provided, however, that this shall exclude cases where either the Contracting Institution or the Owner notified the Minister to such effect and obtained approval from the Minister.

#### Article 13 (Rescission of the Indemnity Contract)

Where the Minister entered into an Indemnity Contract owing to fraud or duress by the Contracting Institution or Owner, the Minister may rescind the Indemnity Contract upon giving notice to the Contracting Institution in writing.

#### Article 14 (Cancellation of the Indemnity Contract Owing to Material Grounds)

1. If any of the following grounds arise, the Minister may cancel the Indemnity Contract upon giving notice to the Contracting Institution in writing.
  - (1) The Contracting Institution or the Owner has caused harm or attempted to cause harm for the purpose of having the Minister pay indemnification based on this Indemnity Contract.
  - (2) The Owner has committed fraud or attempted to commit fraud with regard to a claim for indemnification based on this Indemnity Contract.
  - (3) In addition to those cases given in the two preceding items, the Contracting Institution or the Owner has undermined the Minister's confidence in them to the same degree as through the grounds given in the two preceding items, and has caused material grounds which complicate the continuation of the Indemnity Contract.
2. Even in cases where the cancellation pursuant to the provision of the preceding paragraph takes place after the occurrence of an injury through damage covered by indemnity, the Minister shall not pay indemnification for the injury which was caused through damage covered by indemnity that occurred between the time of the occurrence of the grounds of the items of the preceding paragraph and the time of the cancellation. In this case, if indemnification has already been paid, the Minister may demand its return.

#### **Article 15 (Effect of Cancellation of the Indemnity Contract)**

The cancellation of the Indemnity Contract shall take effect only towards the future.

### **Chapter IV Obligations of the Contracting Institution of the Indemnity Contract**

#### **Article 16 (Obligation of Disclosure)**

1. At the time of conclusion of the Indemnity Contract, the Contracting Institution or the Owner shall accurately notify the Minister of the matters to be included in the written application for the Indemnity Contract or other documents, which the Minister requires for disclosure (hereinafter referred to as "matters for disclosure") out of the important matters relating to attachment of risk (meaning the possibility of the occurrence of damage; the same shall apply hereinafter").
2. Where the Contracting Institution or the Owner did not disclose the facts or gave misstatements with regard to the matters for disclosure through willful misconduct or gross negligence at the time of conclusion of the Indemnity Contract, the Minister may cancel the Indemnity Contract on giving notice to the Contracting Institution in writing.
3. The provision of the preceding paragraph shall not apply in cases coming under the following items.
  - (1) Cases where the facts provided for in the preceding paragraph no longer exist.
  - (2) Cases where the Minister had knowledge of the facts provided for in the preceding paragraph or did not know of the facts through negligence at the time of the conclusion of the Indemnity Contract.
  - (3) Cases where the Contracting Institution or the Owner gave notice of a correction to the Minister in writing with regard to the matters for disclosure prior to the occurrence of the damage covered by indemnity and the Minister approved such correction.
  - (4) Even if the cancellation provided for in paragraph 2 of this Article took place after the occurrence of the damage covered by indemnity, the Minister shall not pay indemnification. In this case, if the Minister has already paid indemnification, it may demand its return.
  - (5) The provision of the preceding paragraph shall not apply to damage covered by indemnity which occurred without being based on the facts provided for in paragraph 2 of this Article.

#### **Article 17 (Obligation of Notice)**

1. In cases where the facts coming under any of the following items arise after the conclusion of the Indemnity Contract, the Contracting Institution, Owner or their employees shall notify the Minister to such effect in advance when the emergence of the fact is due to reasons attributable to it and without delay after it has become aware of the emergence of the fact when it is due to reasons which cannot be attributable to it, and shall obtain approval from the Minister.
  - (1) Where changes have been made to the shipping location, the loading port, port of delivery or destination given in the indemnity certificate or changes are intended and where these are to be put into effect, or where the carriage

conveyance is to be taken out of its route.

- (2) The subject works of art have been loaded onto a conveyance other than the carriage conveyance given in the indemnity certificate or have been reloaded.
  - (3) The commencement or implementation of the transit has been significantly delayed.
  - (4) In addition to the facts given in the three preceding items, facts have emerged which will cause changes to the contents of the matters to be included in the written application for the Indemnity Contract or any other documents.
2. In cases of the facts of the preceding paragraph, and when an increase of risk is admitted, regardless of whether or not the Minister has accepted a document in writing requesting its approval with regard to such facts, the Minister may cancel the Indemnity Contract upon giving notice in writing to the Contracting Institution.
  3. In cases of a failure to follow the procedures prescribed in paragraph 1 of this Article, the Minister shall not pay indemnification for damage covered by indemnity, which occurred between the time of the occurrence of the fact given in paragraph 1 of this Article and the Minister accepting the document in writing requesting its approval.
  4. The provision of the preceding paragraph shall not apply with regard to damage covered by indemnity which occurred without being based on the facts of paragraph 1 of this Article.

#### **Article 18 (Collection of Reports)**

1. Where the Minister requests a report on the implementation status of the exhibition within the extent necessary for the performance of this Contract, the Contracting Institution shall comply.
2. If the Contracting Institution has not given the report in accordance with the provision of the preceding paragraph or has made a false report, the Minister may cancel the Indemnity Contract on giving notice in writing to the Contracting Institution.

#### **Article 19 (Submission of Written Consent by the Owner)**

1. The Contracting Institution shall explain the matters to be included in the Indemnity Contract to the Owner promptly after the conclusion of the Indemnity Contract and shall also obtain written consent from the Owner concerning the enjoyment of the benefits under this Indemnity Contract and the matters to be included in the Indemnity Contract, and shall submit a copy to the Minister.
2. The Indemnity Contract shall not take effect until the copy of such written consent has been submitted to the Minister.

#### **Article 20 (Preparation of a Condition Report on the Subject works of Art)**

The Contracting Institution or the representative of the Contracting Institution shall prepare a condition report prior to the commencement of the indemnity period, and shall have a curator or some other person, who possesses the knowledge and experience necessary for the inspection and repair of the works of art, check the condition of the subject works of art at the time of receipt of the loan of the subject works of art, at the time of their packing and unpacking, and on their return,

and shall prepare and retain a condition check.

**Article 21 (Obligation of Notice of the Occurrence of Damage)**

1. If the Contracting Institution or the Owner knows of or suspects the occurrence of damage covered by indemnity, it shall send a notice to such effect to the Minister without delay.
2. In cases where damage has been caused to the subject works of art, the Minister may investigate the condition of the subject works of art caused by the incident or the incident itself.
3. If the Contracting Institution or the Owner has contravened the provisions of paragraph (1) of this Article without a legitimate reason, the Minister shall pay indemnification subtracting the amount of damage incurred by the Minister through such contravention.

**Article 22 (Obligation of Prevention of Damage)**

1. In cases where the Contracting Institution, Owner or their employees become aware that damage covered by indemnity has occurred, it shall endeavor to prevent the occurrence or spread of damage therefrom. In cases where the Contracting Institution, Owner or their employees have not performed the obligation to prevent damage, the Minister shall determine the amount of indemnification based on the remaining amount after subtracting the amount of damage for which it is found that the occurrence or spread could have been prevented from the amount of damage.
2. In cases where the Contracting Institution, Owner or their employees are able to claim reparation, indemnification or some other payment with regard to the damage from a third party, it shall endeavor to secure or exercise such right of claim. In cases where the Contracting Institution, Owner or their employees did not fulfill their obligation of following the necessary procedures to secure or exercise such right of claim vis-à-vis the third party, the Minister shall determine the amount of indemnification based on the remaining amount after subtracting the amount of damage for which it is found payment could have been received from the third party had the right of claim been exercised from the amount of damage.

**Article 23 (Submission of an Implementation Report)**

The Contracting Institution shall submit an implementation report describing the matters given in the following items within a period of three months following the termination of the period of the Indemnity Contract.

- (1) Matters relating to the results of holding the exhibition pertaining to the Indemnity Contract.
- (2) Matters relating to the settlement of the balance of the exhibition pertaining to the Indemnity Contract.
- (3) Other matters deemed necessary by the Minister.

**Chapter V Claims and Payment of Indemnification**

**Article 24 (Claims for Indemnification)**

1. The right of the Owner to claim indemnification from the Minister takes effect from the time of occurrence of the injury through the damage covered by indemnity and then may be exercised by the Owner; provided, however, that the claim for

payment of indemnification shall, in principle, be made via the Contracting Institution.

2. Upon the claim of the preceding paragraph, the Contracting Institution shall submit to the Minister the documents or evidence required by the Minister.
  - (1) A written demand of indemnification.
  - (2) An estimate of the damage.
  - (3) Other documents or evidence prescribed in the Application Guidelines of the Indemnity Contract which are essential for the Minister in checking the matters necessary for the payment of indemnification.
3. In accordance with the details of the incident, the amount of damage and other details, the Minister may seek the submission of documents or evidence other than those given in the preceding paragraph or may seek cooperation from the Contracting Institution or the Owner in the investigation to be conducted by the Minister. In such case, the documents or evidence sought by the Minister or the necessary cooperation shall be provided promptly.
4. In cases where the Contracting Institution or the Owner has contravened the provisions of the preceding paragraph, has given a description which differs from the facts in the documents of paragraph (2) of this Article or has falsified or altered such documents or evidence without a legitimate reason, the Minister shall pay indemnification subtracting the amount of damage incurred by the Minister therefrom.

**Article 25 (Time of Payment of the Indemnification)**

1. If the Contracting Institution has completed the procedures to claim indemnification pursuant to the provisions of the preceding Article, the Minister shall immediately check the matters necessary for the payment of the indemnification and shall promptly pay the indemnification after an agreement has been reached between the Minister, the Contracting Institution and the Owner with regard to the amount of indemnification and the financial procedures within the government for the payment of the indemnification have been completed.
2. At the time of checking the necessary matters given in the preceding paragraph, if the Contracting Institution or the Owner obstructs or does not comply with the check without a legitimate reason (including cases where necessary cooperation is not provided), the indemnification shall be reduced or shall not be paid.

**Article 26 (Prescription)**

The right of claim of indemnification shall be extinguished through prescription where three (3) years have elapsed calculating from the day following the day prescribed in Article 24 (Claims for Indemnification), paragraph 1.

**Article 27 (Subrogation of the Right of Claim)**

1. Where the Owner acquires a right of claim for compensation of damages or some other claim through the occurrence of damage and the Minister has paid indemnification for such damage, such claim transfers to the Minister; provided, however, that the claim to be transferred is limited to whichever is smaller of the following amounts.
  - (1) The amount of indemnification paid by the Minister.

- (2) The amount of the claim acquired by the Owner.
2. The Contracting Institution and the Owner shall cooperate in securing the claim or in any act of the claim acquired by the Minister through the provision of the preceding paragraph and in obtaining the documents and evidence required by the Minister for such claim. In this case, the costs required in order to cooperate with the Minister shall be borne by the Contracting Institution.

#### Article 28 (Non-exercise of the Right of Claim)

On the understanding that the subject works of art shall be properly handled with utmost care during the currency of this Contract, the Minister will not exercise the right of claim against the Contracting Institution, Owner, packers, transit operators or any other parties concerned for any damage occurring at the time of packing, unpacking, repacking, transporting or exhibiting.

#### Article 29 (Residual Subrogation)

1. Even if the Minister has paid indemnification for the injury through the damage covered by indemnity, the ownership or other real right of the Owner with regard to the residual amount of the subject works of art shall not be transferred to the Minister unless the Minister expresses an intention to the effect of acquisition of such right.

#### Article 30 (Repurchase)

Where the Minister has paid indemnification owing to the

subject works of art having been stolen and such subject works of art is discovered at a later date, the Owner may repurchase the ownership of the subject works of art acquired by the Minister using the amount of indemnification paid by the Minister together with other amounts which were required for acquisition by the Minister by making an expression of intention in writing within 30 days of the discovery.

#### Article 31 (Indemnity Contract Following the Payment of Indemnification)

In cases where there was the total loss of the subject works of art provided for in Article 3, paragraph 2 of the Indemnity Contract, the part of the Indemnity Contract pertaining to such subject works of art shall terminate at the time of occurrence of the damage which caused the payment of indemnification.

### Chapter VI Miscellaneous Provisions

#### Article 32 (Filing of an Action)

Any action relating to this Indemnity Contract shall be filed with a court in Japan.

#### Article 33 (Governing Law)

The matters relating to this Indemnity Contract shall be governed by the laws of Japan.

### ■ Attached Schedule (List of Works of Art Covered by Indemnity)

Number	Name of artistic work	Category	Owner (Name of country)	Agreed value	appraised value
1	xx	Painting	xx Art Museum (United States of America)	xxx million dollar	
2	○○	Sculpture			
3	○○	Others			

### ■ Conversion rate of the foreign currency

- 1 dollar = yen
- 1 euro = yen
- 1 pond = yen

## ○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）

### （目的）

第一条 この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものと。イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

### （補償契約）

第三条 政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。この場合において、前条第二号への施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

2 前項前段の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3 第一項前段の展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

### （補償金）

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

- 一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

- 二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の

政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

### （補償契約の締結の限度）

第五条 政府は、一会计年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

### （対象美術品の取扱い）

第六条 補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

### （報告の徴収）

第七条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会の主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

### （時効）

第八条 補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

### （残存物代位）

第九条 政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

### （請求権代位）

第十条 政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

### 一 政府が支払った補償金の額

### 二 所有者取得債権の額

### （補償契約の解除）

第十一条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

- 一 当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

- 二 当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

- ロ 第六条の規定に違反したとき。

- ハ 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- ニ 当該補償契約の条項に違反したとき。

### （業務の管掌）

第十二条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

### （業務の委託）

第十三条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条

第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法の一部改正)

3 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第十二条第二項」を加える。

## ○Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions(Act No. 17 of 2011)

### (Purpose)

Article 1 The purpose of this Act is to support the holding of exhibitions in order to enable the expansion of opportunities for the general public to enjoy works of art and thereby contribute to the development of culture through the Government establishing a system to indemnify for damage in the event of damage being caused to the works of art on loan to the organizer of the exhibition for the purpose of the exhibition.

### (Definitions)

Article 2 In this Act, the terms set forth in the following items shall have the meanings as defined in the respective items.

- (i) "Work of art" means a painting, sculpture, artifact or other movable property which is a tangible cultural product.
- (ii) "Exhibition" means an event for the purpose of public viewing of works of art, which is held in one of the following establishments.
  - (a) An art museum established by the National Museum of Art (Incorporated Administrative Agency).
  - (b) A museum established by the National Institute for Cultural Heritage (Incorporated Administrative Agency).
  - (c) In addition to the establishments given in (a) and (b), those museums which have been provided for in Article 2, paragraph (1) of the Museum Act (Act No. 285 of 1951) or those establishments designated as being establishments which are equivalent to museums in accordance with the provisions of Article 29 of the same Act.

### (Indemnity Contract)

Article 3 (1) The Government may enter into a contract (hereinafter referred to as "indemnity contract") with the organizer of the exhibition as the other party to the contract promising to indemnify the owner for damage in the event of damage being caused to the works of art on loan to the organizer for the purpose of the exhibition. In such case, consideration shall be given to contribute to the holding of an exhibition in the establishments given in item (ii) (c) of the preceding Article.

(2) The exhibition given in the first sentence of the preceding paragraph shall satisfy the scale, theme and other requirements prescribed in the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology as contributing to the expansion of opportunities for the general public to enjoy works of art.

(3) The organizer of the exhibition of the first sentence of paragraph (1) shall be a person who possesses the financial base and technical capability necessary for smooth and appropriate implementation of such exhibition.

### (Indemnification)

Article 4 (1) The indemnification of the Government pursuant to the indemnity contract shall be within the limit of the amount prescribed in each respective item (the sum total of the amount given in each respective item in cases coming under all of the cases listed in the following items, and where the amount

prescribed in such item or the sum total is in excess of the amount prescribed in the Cabinet Order (hereinafter referred to as "maximum amount of indemnification"), the maximum amount of indemnification) in the cases given in the following items. In such case, the amount of damage covered by indemnity (meaning the damage provided for in the indemnity contract as damage covered by indemnity through the indemnity contract but excluding damage caused by the organizer of the exhibition, who is the other party to the indemnity contract, in violation of the provision of Article 6; the same shall apply hereinafter) shall be calculated using the agreed appraised value (meaning the value prescribed in the indemnity contract as the value of the subject work of art) of the subject work of art (meaning the work of art stipulated in the indemnity contract as being covered for damage through the indemnity contract out of the works of art which are on loan for the purpose of the exhibition to the organizer of the exhibition, who is the other party to the indemnity contract; the same shall apply hereinafter).

- (i) Where the sum total of the amount of damage covered by indemnity (except for damage owing to an earthquake or other damage coming under the damage prescribed in the Cabinet Order (referring to the "specified damage" given in the following item)) incurred with regard to the subject work of art pertaining to the indemnity contract exceeds the amount prescribed in the Cabinet Order, such excess amount.
  - (ii) Where the sum total of the amount of damage covered by indemnity (limited to damage coming under specified damage) incurred with regard to the subject work of art pertaining to the indemnity contract exceeds the amount prescribed in the Cabinet Order, such excess amount.
- (2) In establishing the Cabinet Order referred to in item (i) and item (ii) of the preceding paragraph relating to the sum total of the amount of damage covered by indemnity, consideration shall be given to enable the holding of a diverse range of exhibitions.
- (3) The requirements relating to the method of calculation of the amount of indemnification for each subject work of art pertaining to the indemnity contract shall be prescribed by the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

### (Limit for the Conclusion of the Indemnity Contract)

Article 5 The Government shall enter into an indemnity contract within a scope where the sum of the total amount of the agreed appraised value pertaining to the indemnity contracts concluded in one fiscal year (the sum total of the agreed appraised value of the subject works of art pertaining to one indemnity contract (where such sum total is in excess of the maximum amount of indemnification, such maximum amount)) does not exceed the amount approved by a resolution of the Diet for each fiscal year.

### (Handling of the Subject Works of Art)

Article 6 The organizer of the exhibition, who is the other party

to the indemnity contract, shall comply with the standards prescribed by the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology as being necessary in preventing damage in the exhibiting, transport and other handling of the subject works of art.

(Collection of Reports)

Article 7 The Government may make a request to the organizer of the exhibition, who is the other party to the indemnity contract, for a report on the implementation status of the exhibition within the extent necessary for enforcement of this Act.

(Prescription)

Article 8 The right to receive the payment of indemnification shall be extinguished through prescription if it is not exercised within three (3) years.

(Residual Subrogation)

Article 9 If the Government has paid indemnification in cases where the whole of a subject work of art has been lost, the Government shall be subrogated to the owner in relation to the ownership or any other real right of the owner by operation of law with regard to the subject work of art in proportion to the agreed appraised value of such amount of indemnification.

(Subrogation of the Right of Claim)

Article 10 If the Government has paid indemnification, the Government shall be subrogated, by operation of law, to the owner in relation to the claim acquired by the owner of the subject work of art through the occurrence of the damage covered by indemnity (meaning the “acquisition claim of the owner” in item (ii)) to the extent of whichever is smaller of the following amounts.

- (i) The amount of indemnification paid by the Government.
- (ii) The amount of the acquisition claim of the owner.

(Cancellation of the Indemnity Contract)

Article 11 The Government may cancel the indemnity contract toward the future when one of the grounds coming under the following items arises:

- (i) The exhibition pertaining to the indemnity contract no longer satisfies the requirements stipulated in Article 3, paragraph (2).
- (ii) The organizer of the exhibition, who is the other party to the indemnity contract, falls under one of the following sub-items.
  - (a) It no longer satisfies the requirements prescribed in Article 3, paragraph (3).
  - (b) It has violated the provision of Article 6.
  - (c) It has not made a report in accordance with the provision of Article 7 or has made a false report.
- (d) It has contravened the clauses of the indemnity contract.

(Administration of Duties)

Article 12 (1) The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall be in charge of the duties of the Government provided for in this Act.

(2) If the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology intends to enter into an indemnity contract, the Minister shall hear in advance the opinion of the Council for Cultural Affairs as well as consult the Minister of Finance.

(Entrustment of Duties)

Article 13 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology may, pursuant to the provisions of the Cabinet Order, entrust part of its duties based on the indemnity contract to a non-life insurance company provided for in Article 2, paragraph (4) of the Insurance Business Act (Act No. 105 of 1995) or a foreign non-life insurance company, etc. provided for in paragraph (9) of the same Article.

(Entrustment to the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)

Article 14 In addition to the provisions of this Act, the procedures for the conclusion of the indemnity contract and other matters necessary in implementing this Act shall be provided for by the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

Supplementary Provisions

(Effective Date)

1. This Act shall come into effect from the date specified by a Cabinet Order within a period not exceeding two months from the day of promulgation.

(Review)

2. The Government shall, approximately three (3) years after the enforcement of this Act, review the scope of the indemnification of the Government pursuant to the indemnity contracts taking into account the status of enforcement of this Act, the changes in social and economic conditions and the perspective of further expansion of opportunities for the general public to enjoy works of art and, if it deems it to be so necessary, shall take required measures based on the results of the review.

(Partial Revision of the Act on the Establishment of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)

3. The Act on the Establishment of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (Act No. 96 of 1999) shall be partially revised as follows:

“, Article 12, paragraph (2) of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Act No. 17 of 2011)” shall be added under “Article 7, paragraph (3)” in Article 30, paragraph (1), item (v).

## ○展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第百五十六号）

内閣は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第四条第一項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償上限額）

第一条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する補償上限額として政令で定める額は、九百五十億円とする。

（特定損害）

第二条 法第四条第一項第一号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とする。

（法第四条第一項各号の政令で定める額）

第三条 法第四条第一項第一号の政令で定める額は、五十億円とする。

2 法第四条第一項第二号の政令で定める額は、一億円とする。  
（業務の委託）

第四条 文部科学大臣が法第十三条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

一 補償金の支払の請求の受付

二 補償対象損害の額に関する調査

三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「（平成十九年法律第二十二号）」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）」を、「第十八条第一項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第十三条」を加える。

## ○Order for Enforcement of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Cabinet Order No.156 of 2011)

The Cabinet hereby enacts this Cabinet Order pursuant to the provisions of Article 4, paragraph (1) and Article 13 of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Act No. 17 of 2011).

（Maximum Amount of Indemnification）

Article 1 The amount provided for in the Cabinet Order as the maximum amount of indemnification provided for in Article 4, paragraph (1) of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (hereinafter referred to as "Act") shall be ninety-five billion (95,000,000,000) yen.

（Specified Damage）

Article 2 The damage provided for in the Cabinet Order of Article 4, paragraph (1), item (i) of the Act shall be the damage caused by an earthquake, eruption or act of terrorism.

（Amount Provided for in the Cabinet Order of Each Item of Article 4, Paragraph (1) of the Act）

Article 3 (1) The amount provided for in the Cabinet Order of Article 4, paragraph (1), item (i) of the Act shall be five billion (5,000,000,000) yen.

(2) The amount provided for in the Cabinet Order of Article 4, paragraph (1), item (ii) of the Act shall be one hundred million (100,000,000) yen.

（Entrustment of Duties）

Article 4 Duties which the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology may entrust pursuant to the provision of Article 13 of the Act shall be the following duties.

(i) The acceptance of claims of payment of indemnification.

(ii) An investigation into the amount of damage covered by indemnity.

(iii) In addition to the two preceding items, business which is related to the payment of indemnification (except for the determination of the amount of indemnification) and is provided for in the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

Supplementary Provisions

（Effective Date）

1. This Cabinet Order shall come into effect as from the day of enforcement of the Act (June 1, 2011).

（Partial Revision of the Insurance Business Act）

2. The Order for Enforcement of the Insurance Business Act (Cabinet Order No. 425 of 1995) shall be partially revised as follows:

"The Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Act No. 17 of 2011)" shall be added under "Act No. 22 of 2007" in Article 36 and "Article 13 of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions" shall be added under "Article 18, paragraph (1)".

## ○美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十三号）

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第百五十六号）の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

文部科学大臣 高木 義明

### （定義）

第一条 この省令において使用する用語は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### （展覧会の要件）

第二条 法第三条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- 二 開催を予定する期間が二十日を超えるものであること。
- 三 対象美術品の約定評価額総額が五十億円を超えるものとなるものであること。
- 四 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- 五 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- 六 利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていること。

### （展覧会の主催者の要件）

第三条 補償契約に係る展覧会の主催者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- 二 当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- 三 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

### （展覧会の開催施設の要件）

第四条 補償契約に係る展覧会を開催する施設（以下「開催施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- 二 次に掲げる設備が設けられていること。

- イ 当該展覧会のために借り受ける美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度（第七条第一号ロにおいて「温度等」という。）を保つことができる設備
- ロ 防火及び防犯のために常時作動する設備

- 三 開催施設の建物内に当該開催施設以外の施設が設けられているときは、当該開催施設が当該開催施設以外の施設から独立した専用の施設として区画されていること。

### （損害保険契約の締結）

第五条 補償契約に係る展覧会の主催者が、当該補償契約に係る対象美術品について、当該対象美術品に補償対象損害が生じた場合における当該補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第六号に規定する損害保険

契約をいう。）を締結する場合には、対象美術品ごとの約定保険価額（保険法第九条に規定する約定保険価額をいう。）を定めるとともに、当該約定保険価額が当該対象美術品の約定評価額と同一の額となるものでなければならない。

（補償契約の締結の手続）

第六条 補償契約を締結しようとする展覧会の主催者は、次に掲げる事項を記載した補償契約の申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 当該展覧会の名称
  - 二 当該展覧会の趣旨及び内容
  - 三 当該展覧会の開催を予定する期間
  - 四 当該展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者の氏名又は名称及び価額（当該美術品の価額として当該美術品の所有者が算定した価額をいう。）
  - 五 当該展覧会の主催者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 六 当該展覧会の開催に関する業務の体制に関する事項
  - 七 当該展覧会の主催者が過去に主催した展覧会の実績に関する事項
  - 八 開催施設の名称、所在地及び建物の構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する事項
- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該展覧会に係る収支予算書
  - 二 当該展覧会のために借り受ける美術品についての次に掲げる事項を記載した書面
    - イ 前項第四号の価額の算定の根拠を明らかにする事項
    - ロ 種別、寸法、重量、材質、形状その他の特徴
  - 三 当該展覧会の主催者の最近における財産の状況を知ることができる書面
- 四 当該展覧会の開催に関する業務について知識及び経験を有する学芸員その他の使用人の確保の状況を記載した書面
- 五 開催施設の建物の位置及び構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する図面
- 六 開催施設において過去に発生した美術品に係る事故に関する情報を記載した書面
- 七 当該展覧会のために借り受ける美術品の陳列、当該美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務の実施計画を記載した書面
- 八 当該展覧会のために借り受ける美術品の運搬の経路、方法、開始時期及び予定終了時期その他の美術品の運搬に関する業務の実施計画を記載した書面
- 九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会のために借り受ける美術品の約定保険価額の見込みを記載した書面
- 十 その他参考となるべき事項を記載した書面  
(対象美術品の取扱いに関する基準)

第七条 法第六条の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象美術品の展示に当たっては、次によること。
  - イ 対象美術品の監視、開催施設の警備その他の対象美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること。
  - ロ 補償契約に係る展覧会の開催期間中、対象美術品の性質に応じた適正な温度等を保つとともに、温度等の測定値の記録

- を作成し、これを保管すること。
- ハ 第四条第二号イ及びロの設備について保守及び管理に関する責任者を定め、当該責任者の指揮監督の下に定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ニ 対象美術品の陳列、対象美術品の監視及び開催施設の警備、第四条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務のマニュアルを作成し、その内容について、当該業務を担当する者に周知徹底を図ること。
- 二 対象美術品の運搬に当たっては、次によること。
- イ 対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。
- (一) 美術品の搬出入等について知識及び経験を有する学芸員その他の者を当該作業に立ち会わせ、その作業に従事する者を指揮監督すること。
- (二) 美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ロ 対象美術品の約定評価額総額に応じて二回以上に分けて運搬を行うこと。
- ハ 道路上を走行する場合には、美術品を運搬するための専用の車両を使用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象美術品の損害の防止のために文部科学大臣が必要と認める措置を講ずること。
- (業務の委託)
- 第八条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令第四条第三号の文部科学省令で定める業務は、次に掲げるものとする。
- 一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示
- 二 補償金の額の算定
- 三 政府が支払うべき補償金の送金
- 四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの
- (補償金の額の算定方法)
- 第九条 法第四条第三項の文部科学省令で定めるところにより算定する対象美術品ごとの補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 法第四条第一項第一号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における通常損害（補償対象損害のうち特定損害に該当するもの以外の損害をいう。以下この号において同じ。）が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第一号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた通常損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた通常損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額
- 二 法第四条第一項第二号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における特定損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第二号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた特定損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた特定損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額
- 三 法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合における補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第四条第一項第一号及び第二号に定める額の合計額（当該額が補償上限額を超える場合にあっては補償上限額）に当該対象美術品について生じた補償対象損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額  
(外国通貨による支払等)
- 第十条 対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合における補償金の支払は、当該外国通貨で行うものとする。
- 2 前項の場合における法第四条及び第五条の規定の適用に係る当該外国通貨と本邦通貨との間の換算は、補償契約締結時の外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。）を用いて行うものとする。
- 附 則
- この省令は、法の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

## ○Ordinance for Enforcement of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Ordinance No.23 of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)

The Ordinance for Enforcement of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions shall be established as follows pursuant to the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Act No. 17 of 2011) and the Order for Enforcement of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (Cabinet Order No. 156 of 2011).

(May 31, 2011)

Yoshiaki Takaki, Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology

### (Definitions)

Article 1 The terms used in this Ordinance shall be in accordance with the terms used in the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions (hereinafter referred to as "Act").

### (Requirements for the Exhibition)

Article 2 The requirements prescribed in the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Article 3, paragraph (2) of the Act shall be the requirements which come under all of the following items.

- (i) A large number of unspecified persons are to be given the opportunity to enjoy the works of art.
- (ii) The planned period for holding the exhibition is more than 20 days.
- (iii) The total amount of the agreed appraised value of the subject works of art is in excess of five billion (5,000,000,000) yen.
- (iv) The major exhibits of the works of art planned for display are on loan from abroad.
- (v) The main purpose of the exhibition is not for the distribution of profits, the sale of goods or for any other commercial gain.
- (vi) If profits do arise, such profits will be allocated to the promotion of culture or for other business for the purpose of public interest.

### (Requirements for the Organizer of the Exhibition)

Article 3 The organizer of the exhibition pertaining to the indemnity contract, shall be a person who meets all of the requirements given in the following items.

- (i) It has prospects of being able to secure the funds necessary for the safe and proper implementation of the exhibition.
- (ii) A system is in place for the execution of business relating to the holding of the exhibition and the appropriate management of the accounts.
- (iii) It has a past record of actual achievements in hosting an exhibition whose scale and theme correspond to such exhibition.

### (Requirements for the Host Establishment of the Exhibition)

Article 4 The establishment holding the exhibition (hereinafter

referred to as "host establishment") pertaining to the indemnity contract shall meet all of the requirements given in the following items.

- (i) The buildings of the host establishment are structures which possess the fire-resistance capability and seismic capacity necessary for the conditions of the place where it is located.
- (ii) The following facilities have been installed.
  - (a) Facilities which are able to maintain the proper temperature, humidity and lighting (hereinafter referred to as "temperature, etc." in Article 7, item (i) (b)) for the nature of the works of art on loan for the exhibition.
  - (b) Facilities which are in continuous operation for fire safety and crime prevention.
- (iii) When an establishment other than the host establishment is installed within the buildings of the host establishment, the host establishment is sectioned off from the establishment other than the host establishment as a separate, exclusive establishment.

### (Conclusion of a Casualty Insurance Contract)

Article 5 Where the organizer of the exhibition pertaining to the indemnity contract, concludes a casualty insurance contract (meaning the casualty insurance contract provided for in Article 2, item (6) of the Insurance Act (Act No. 56 of 2008)) in order to cover the amount deducted from the amount indemnified through the indemnity contract out of the amount of such damage covered by indemnity in cases of the occurrence of damage covered by indemnity to a subject work of art with regard to the subject works of art pertaining to such indemnity contract, the agreed insurance value for each subject work of art (meaning the agreed insurance value provided for in Article 9 of the Insurance Act) shall be provided for, and such agreed insurance amount shall be an amount which is the same as the agreed appraised value of such subject work of art.

### (Procedures for Conclusion of an Indemnity Contract)

Article 6 (1) The organizer of the exhibition, who intends to enter into an indemnity contract, shall submit a written application for the indemnity contract to the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology describing the following matters.

- (i) The name of the exhibition.
- (ii) The purpose and contents of the exhibition.
- (iii) The planned period of the exhibition.
- (iv) The name of the work of art to be on loan to the exhibition, its location, the name of its owner and its value (meaning the value calculated by the owner of such work of art as the value of the work of art).
- (v) The name and address of the organizer of the exhibition and if the organizer is a juridical person, the name of its representative.
- (vi) Matters concerning the structure of business relating to the holding of the exhibition.
- (vii) Matters concerning the record of actual achievements of the organizer of such exhibition in hosting past exhibitions.

- (viii) The name, location and structure of the buildings of the host establishment and matters relating to the facilities given in Article 4, item (2) (a) and (b).
- (2) The documents listed in the following items shall be attached to the written application of the preceding paragraph.
- (i) A budget statement pertaining to such exhibition.
  - (ii) A document describing the matters given in the following sub-items with regard to the works of art on loan for the exhibition.
    - (a) Matters clarifying the basis for calculation of the value given in item (4) of the preceding paragraph.
    - (b) The type, size, weight, material, shape and any other characteristics.
  - (iii) A document from which it is possible to ascertain the recent status of the property of the organizer of the exhibition.
  - (iv) A document describing the status of securing a curator and other employees who possess knowledge and experience with regard to business relating to the holding of the exhibition.
  - (v) Drawings of the location and structure of the buildings of the host establishment and of the facilities given in Article 4, item 2 (a) and (b).
  - (vi) A document containing information relating to incidents pertaining to the works of art which occurred in the past in the host establishment.
  - (vii) A document describing the layout of the works of art on loan for the exhibition, the surveillance of the works of art and security of the host establishment, the operation of the facilities given in Article 4, item 2 (a) and (b) and any other implementation plans for business relating to the displaying of the works of art.
  - (viii) A document describing the route, method, commencement date and scheduled termination date of the transport of the works of art to be on loan for the exhibition and any other implementation plans for business relating to the transport of the works of art.
  - (ix) A document giving an estimate of the agreed insurance value of the works of art to be on loan for the exhibition in cases of concluding the casualty insurance contract under the preceding Article.
  - (x) A document describing other matters serving as reference.

#### (Standards for the Handling of the Subject Works of Art)

**Article 7** (1) The standards provided for in the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Article 6 of the Act shall be as follows:

- (i) The standards shall be as follows in the displaying of the subject works of art.
  - (a) A system shall be in place for the proper implementation of the surveillance of the works of art, the security for the host establishment and other measures to prevent damage to the subject works of art.
  - (b) The appropriate temperature, etc. shall be maintained in accordance with the nature of the subject works of art during the period of the exhibition pertaining to the indemnity contract, and records shall be prepared and stored on the temperature etc. readings.
  - (c) A supervisor shall be appointed for the maintenance and control of the facilities given in Article 4, item 2 (a) and (b)

with inspection and maintenance (including calibration of the instruments) to be carried out on a regular basis under the supervision of the supervisor, and records shall be prepared and stored on the inspection and maintenance.

- (d) A manual shall be prepared on the layout of the subject works of art, the surveillance of the subject works of art and security for the host establishment, the operation of the facilities given in Article 4, item 2 (a) and (b) and any other business relating to the displaying of the works of art, and the persons in charge of such business shall be familiarized with the contents of the manual.
- (ii) The standards shall be as follows for the transport of the subject works of art.
  - (a) The standards shall be as follows when conducting the work of carrying in or out the subject works of art.
    1. It shall have a curator or some other person, who possesses the knowledge and experience necessary for carrying in or out the subject works of art or other such matters, present during such work and such person shall supervise the person engaging in the work.
    2. It shall have a curator or some other person, who possesses the knowledge and experience necessary for the inspection or repair of the works of art, check the condition of the subject works of art, and it shall prepare and store records on such check.
  - (b) The works of art shall be transported separately two or more times in accordance with the total amount of the agreed appraised value of the subject works of art.
  - (c) An exclusive vehicle for transport of the works of art shall be used when travelling by road.
- (iii) In addition to the two preceding items, it shall take other measures deemed necessary by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology for the prevention of damage to the subject works of art.

#### (Entrustment of Duties)

**Article 8** The duties provided for in the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Article 4, item (3) of the Order for Enforcement of the Act on the Indemnification of Damage to Works of Art in Exhibitions shall be as follows:

- (i) Checking and instructions for correction of the documents pertaining to claims for payment of indemnification.
- (ii) Calculation of the amount of indemnification.
- (iii) Remittance of indemnification to be paid by the Government.
- (iv) In addition to those matters given in the preceding items, the minor matters of necessary business relating to the payment of indemnification.

#### (Method of Calculating the Amount of Indemnification)

**Article 9** The amount of indemnification for each subject work of art calculated in accordance with the provisions of the Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology of Article 4, paragraph (3) of the Act shall be the amount provided for in each respective item in accordance with the categories given in the following items:

- (i) The amount of indemnification for each subject work of art

which incurred general damage (meaning damage other than the damage which comes under the specified damage out of the damage covered by indemnity; the same shall apply hereinafter in this item) in the cases given in Article 4, paragraph (1), item (i) of the Act (except for cases coming under the cases given in the below mentioned item (iii): the amount obtained by multiplying the amount prescribed in Article 4, paragraph (1), item (i) of the Act (the maximum amount of indemnification where such amount is in excess of the maximum amount of indemnification) by the ratio of the amount of general damage incurred with regard to the subject work of art to the sum total of the amount of general damage incurred with regard to such subject work of art pertaining to such indemnity contract.

(ii) The amount of indemnification for each subject work of art which incurred specified damage in the cases given in Article 4, paragraph (1), item (ii) of the Act (except for cases coming under the cases of the below mentioned item (iii): the amount obtained by multiplying the amount prescribed in Article 4, paragraph (1), item (ii) of the Act (the maximum amount of indemnification where such amount is in excess of the maximum amount of indemnification) by the ratio of the amount of specified damage incurred with regard to such subject work of art to the sum total of the amount of specified damage incurred with regard to the subject work of art pertaining to such indemnity contract.

(iii) The amount of indemnification for each subject work of art which incurred damage covered by indemnity in cases coming under all of the cases of Article 4, paragraph (1), item (i) and item (ii) of the Act: the amount obtained by multiplying the sum total of the amount prescribed in Article 4, paragraph (1), item (i) and item (ii) of the Act (the maximum amount of indemnification where such amount is in excess of the maximum amount of indemnification) by the ratio of the amount of damage covered by indemnity incurred with regard to such subject work of art to the sum total of the amount of damage covered by indemnity incurred with regard to the subject works of art pertaining to such indemnity contract.

#### (Payment in a Foreign Currency)

Article 10 (1) The payment of indemnification in cases where the agreed appraised value of the subject work of art is provided for in a foreign currency shall be made in such foreign currency.

(2) The conversion between such foreign currency and the Japanese currency pertaining to the application of the provisions of Article 4 and Article 5 of the Act in cases of the preceding paragraph shall be conducted using the foreign currency exchange rate at the time of conclusion of the indemnity contract (Order for Budget Settlement and Accounts (Imperial Ordinance No. 165 of 1947) meaning the foreign currency exchange rate stipulated by the Minister of Finance pursuant to the provision of Article 114).

#### Supplementary Provisions

This Ordinance shall come into force as from the day of enforcement of the Act (June 2, 2011).

## ○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）

### （目的）

第一条 この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

- 一 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
- 二 前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

### （海外の美術品等に対する強制執行等の禁止）

第三条 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の指定（以下この条において単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。
- 3 文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5 文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

### （国の美術館等の施設の整備及び充実等）

第四条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

### （専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等）

第五条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開について行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （財政上の措置等）

第六条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## ○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

### （趣旨）

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権（裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ。）が及ぶ範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

### （定義）

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの（以下「国等」という。）のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

- 一 国及びその政府の機関
- 二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であって、主権的な権能を行使する権限を有するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体（当該権能の行使としての行為をする場合に限る。）
- 四 前三号に掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するもの

### （特定の目的に使用される財産）

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

#### 一・二 （略）

三 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ （略）

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

3 （略）

## ○Act on the Civil Jurisdiction of Japan with respect to a Foreign State, etc. (Act No. 24 of April 24, 2009) (extraction)

### （Purpose）

Article 1 This Act establishes the scope of the civil jurisdiction (meaning the jurisdiction other than the one pertaining to criminal matters; the same shall apply in Article 4) of Japan with respect to a foreign state, etc. jurisdiction and the special provisions of civil court proceedings pertaining to a Foreign State, etc.

### （Definitions）

Article 2 In this Act, a "Foreign State, etc." shall mean the entities listed in the following items (hereinafter referred to as a "State, etc."), excluding Japan and any entity which pertains to Japan:

- (i) A State and the governmental institutions thereof;
- (ii) A state within a federal states and any other administrative divisions of a State equivalent thereto having the authority to exercise sovereign power;
- (iii) In addition to what is listed in the preceding two items, entities that are granted the authority to exercise sovereign power (limited to cases in which said power is exercised.);
- (iv) A representative of an entity listed in the previous three items acting based on its qualifications.

### （Property Used for a Specific Purpose）

Article 18 (1) A Foreign State, etc. shall not be immune from jurisdiction with respect to proceedings of a civil execution procedures against the property held by said Foreign State, etc. that is in use or intended for use by said Foreign State, etc. exclusively for other than government non-commercial purposes.

(2) The property a Foreign State, etc. holds listed below shall not be included in the property of the preceding paragraph:

(i) • (ii) (abbreviation)

(iii) Property listed below that is not being sold and is not intended to be sold:

(a) Cultural heritage pertaining to said Foreign State, etc.;

(b) (abbreviation)

(c) Exhibits that have scientific, cultural, or historical significance.

(3) (abbreviation)

## ○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）（抄）

### （無過失責任、責任の集中等）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

### 2 （略）

#### （損害賠償措置を講すべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

#### （損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の結緒若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

### 2・3 （略）

### （国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

### 2 （略）

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

## ○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件

（平成二十二年財務省告示第四百十八号）

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年一月財務省告示第三号）は、同日から廃止する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨八九円
- 二 歐州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨一二〇円
- 三 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一二円
- 四 ブラジル通貨 一ヘアルにつき本邦通貨五〇円
- 五 ウルグアイ通貨 一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨四四三円
- 六 インド通貨 一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一九三円
- 七 パキスタン通貨 一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一〇五円
- 八 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨二七五円
- 九 ミャンマー通貨 一チャットにつき本邦通貨一四円
- 十 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨八六円
- 十一 メキシコ通貨 一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨六九九円
- 十二 ベルー通貨 一ヌエボ・ソルにつき本邦通貨三一円
- 十三 インドネシア通貨 一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九七円
- 十四 英国通貨 一スター・リング・ポンドにつき本邦通貨一三八円

十五 中華人民共和国通貨 一元につき本邦通貨一三円

十六 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通貨八五四円

十七 スリランカ通貨 一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨七八円

十八 アルゼンチン通貨 一ペソにつき本邦通貨二三円

十九 大韓民国通貨 一、〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七七円

二十 フィリピン通貨 一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨一九五円

二十一 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八一円

二十二 トルコ通貨 一トルコ・リラにつき本邦通貨五九円

二十三 ドミニカ共和国通貨 一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二四三円

二十四 チリ通貨 一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一七円

二十五 ニュージーランド通貨 一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨六四円

二十六 ラオス通貨 一、〇〇〇キップにつき本邦通貨一一円

二十七 エジプト通貨 一エジプト・ポンドにつき本邦通貨一六円

二十八 セルビア通貨 一〇〇セルビア・ノヴィ・ディナールにつき本邦通貨一一九円

二十九 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円

三十 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一六円

三十一 南アフリカ共和国通貨 一ランドにつき本邦通貨一二円

三十二 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 一香港・ドルにつき本邦通貨一一円

- 三十三 マレーシア通貨 一リンギにつき本邦通貨二七円  
 三十四 キューバ通貨 一キュー・ペソにつき本邦通貨九六円  
 三十五 コスタリカ通貨 一〇〇コスタリカ・コロンにつき本邦通貨一七円  
 三十六 パナマ通貨 一バルボアにつき本邦通貨八九円  
 三十七 ベネズエラ通貨 一ボリバルにつき本邦通貨三五円  
 三十八 ボリビア通貨 一ボリヴィアーノにつき本邦通貨一三円  
 三十九 イラン通貨 一〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨八九円  
 四十 ナイジェリア通貨 一〇〇ナイラにつき本邦通貨五九円  
 四十一 ケニア通貨 一〇〇ケニア・シリングにつき本邦通貨一一四円  
 四十二 ホンジュラス通貨 一〇〇レンピラにつき本邦通貨四六九円  
 四十三 エルサルバドル通貨 一エルサルバドル・コロンにつき本邦通貨一〇円  
 四十四 コロンビア通貨 一、〇〇〇コロンビア・ペソにつき本邦通貨四六円  
 四十五 アフガニスタン通貨 一〇〇アフガニーにつき本邦通貨一九〇円  
 四十六 イラク通貨 一、〇〇〇イラク・ディナールにつき本邦通貨七六円  
 四十七 シリア通貨 一〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一九三円  
 四十八 レバノン通貨 一、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨五九円  
 四十九 コンゴ民主共和国通貨 一、〇〇〇コンゴ・フランにつき本邦通貨九八円  
 五十 イスラエル通貨 一シェケルにつき本邦通貨二四円  
 五十一 グアテマラ通貨 一ケツタルにつき本邦通貨一一円  
 五十二 ニカラグア通貨 一〇〇コルドバ・オロにつき本邦通貨四二〇円  
 五十三 エチオピア通貨 一〇〇ブルにつき本邦通貨六四〇円  
 五十四 モロッコ通貨 一ディラムにつき本邦通貨一一円  
 五十五 ハイチ通貨 一〇〇グルドにつき本邦通貨二二四円  
 五十六 エクアドル通貨 一エクアドル・ドルにつき本邦通貨八九円  
 五十七 パラグアイ通貨 一、〇〇〇ガラニにつき本邦通貨一九円  
 五十八 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本邦通貨二四円  
 五十九 ヨルダン通貨 一ヨルダン・ディナールにつき本邦通貨一二六円  
 六十 スーダン通貨 一スーダン・ポンドにつき本邦通貨三七円  
 六十一 バチカン通貨 一バチカン・ユーロにつき本邦通貨一二〇円  
 六十二 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二九五円  
 六十三 ネパール通貨 一〇〇ネパール・ルピーにつき本邦通貨一二一円  
 六十四 ポーランド通貨 一ズロティにつき本邦通貨三〇円  
 六十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨四七〇円  
 六十六 アイスランド通貨 一〇〇アイスランド・クローネにつき本邦通貨七二円  
 六十七 チュニジア通貨 一チュニジア・ディナールにつき本邦通貨六四円  
 六十八 リビア通貨 一リビア・ディナールにつき本邦通貨七一円  
 六十九 ガーナ通貨 一ガーナ・セディにつき本邦通貨六二円  
 七十 ハンガリー通貨 一〇〇フォリントにつき本邦通貨四四円  
 七十一 セネガル通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円  
 七十二 クウェート通貨 一クウェート・ディナールにつき本邦通貨三一〇円  
 七十三 アルジェリア通貨 一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一二〇円  
 七十四 コートジボワール通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円  
 七十五 ルーマニア通貨 一レイにつき本邦通貨二八円  
 七十六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六四円  
 七十七 タンザニア通貨 一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨六三円  
 七十八 ブルガリア通貨 一レヴにつき本邦通貨六一円  
 七十九 マダガスカル通貨 一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨四三円  
 八十 ザンビア通貨 一、〇〇〇クワチャにつき本邦通貨一九円  
 八十一 ガボン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円  
 八十二 バングラデシュ通貨 一〇〇タカにつき本邦通貨一二八円  
 八十三 リベリア通貨 一〇〇リベリア・ドルにつき本邦通貨一二七円  
 八十四 モンゴル通貨 一、〇〇〇トウグリクにつき本邦通貨六四円  
 八十五 ベトナム通貨 一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨四七円  
 八十六 中央アフリカ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円  
 八十七 アラブ首長国連邦通貨 一ディルハムにつき本邦通貨二四円  
 八十八 カタール通貨 一カタール・リヤールにつき本邦通貨二四円  
 八十九 パプアニューギニア通貨 一キナにつき本邦通貨三三円  
 九十 トリニダード・トバゴ通貨 一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨一四円  
 九十一 ジャマイカ通貨 一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨一〇二円  
 九十二 ギニア通貨 一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一五円  
 九十三 イエメン通貨 一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨四一円  
 九十四 スリナム通貨 一スリナム・ドルにつき本邦通貨三二円  
 九十五 ウガンダ通貨 一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨四三円  
 九十六 フィジー通貨 一フィジー・ドルにつき本邦通貨四六円  
 九十七 オマーン通貨 一オマーン・リアルにつき本邦通貨二三一円  
 九十八 ソロモン通貨 一ソロモン・ドルにつき本邦通貨一一円  
 九十九 ジンバブエ通貨 一〇〇ジンバブエ・ドルにつき本邦通貨二四円  
 百 ブルネイ通貨 一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨六四円  
 百一 パーレーン通貨 一パーレーン・ディナールにつき本邦通貨二三六円  
 百二 カメルーン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円  
 百三 カンボジア通貨 一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨二一円  
 百四 ウクライナ通貨 一グリブナにつき本邦通貨一一円  
 百五 ウズベキスタン通貨 一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨五六円  
 百六 カザフスタン通貨 一〇〇テңгеにつき本邦通貨六〇円  
 百七 ベラルーシ通貨 一、〇〇〇ベラルーシ・ルーピルにつき本邦通貨三〇円  
 百八 モザンビーク通貨 一〇〇メティカルにつき本邦通貨二六

- 六円
- 百九 ミクロネシア通貨 一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨八九円
- 百十 リトニア通貨 一リタスにつき本邦通貨三五円
- 百十一 マーシャル通貨 一マーシャル・ドルにつき本邦通貨八九円
- 百十二 クロアチア通貨 一クーナにつき本邦通貨一七円
- 百十三 ポスニア・ヘルツェゴビナ通貨 一コンヴェルティブル・マルカにつき本邦通貨六一円
- 百十四 パラオ通貨 一パラオ・ドルにつき本邦通貨八九円
- 百十五 アゼルバイジャン通貨 一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一一円
- 百十六 ラトビア通貨 一ラットにつき本邦通貨一六九円
- 百十七 タジキスタン通貨 一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨二〇円
- 百十八 東ティモール通貨 一東ティモール・ドルにつき本邦通貨八九円
- 百十九 キルギス通貨 一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一九六円
- 百二十 アンゴラ通貨 一〇〇クワンザにつき本邦通貨九八円
- 百二十一 トルクメニスタン通貨 一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三一円
- 百二十二 ボツワナ通貨 一プラにつき本邦通貨一三円
- 百二十三 マラウイ通貨 一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨六〇円
- 百二十四 マリ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
- 百二十五 トンガ通貨 一パ・アンガにつき本邦通貨四六円
- 百二十六 グルジア通貨 一ラリにつき本邦通貨五〇円
- 百二十七 ブルキナファソ通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
- 百二十八 モーリタニア通貨 一〇〇ウギアにつき本邦通貨三三円
- 百二十九 ベナン通貨 一〇〇CFAフランにつき本邦通貨一八円
- 百三十 ルワンダ通貨 一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一五円
- 百三十一 ジブチ通貨 一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨五二円

(参考) 平成23年度のスケジュール

**平成23年度**

4月 法律の公布

5月 政令及び省令の公布

6月 法律、政令及び省令の施行（1日）

申請要領の公表、説明会の開催（3日以降隨時）

◆ 7月 第1回申請締め切り（末日）

対象となる展覧会：正式申請：概ね23年10月～24年1月

事前照会：概ね24年2月～7月

8月 文化審議会における審査（第1回申請）、審査結果の通知

9月 補償契約の締結（9～12月）

10月 （事前相談等）

◆ 11月 第2回申請締め切り（末日）

対象となる展覧会：正式申請：概ね24年2月～5月

事前照会：概ね24年6月～25年11月

12月 文化審議会における審査（第2回申請）、審査結果の通知

1月 補償契約の締結（1～4月）

2月 （事前相談等）

◆ 3月 第3回申請締め切り（末日）

対象となる展覧会：正式申請：概ね24年6月～9月

事前照会：概ね24年10月～26年3月

**平成24年度**

4月 文化審議会における審査（第3回申請）、審査結果の通知

5月 補償契約の締結（5～8月）

（注）このスケジュールは平成23年6月時点ものであり、今後変更されることがあります。



# 文化庁



## 〈お問い合わせ〉

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2（旧文部省庁舎5階）

文化庁長官官房政策課 美術品補償担当

電話 03-5253-4111（内線3168）

FAX 03-6734-3811

メール hoshou@bunka.go.jp